



AICHI GUARANTEE REPORT

2026

愛知県信用保証協会レポート2026

中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>



中小企業のベストパートナー
AICHI GUARANTEE
愛知県信用保証協会
<https://www.cgc-aichi.or.jp/>

ごあいさつ

平素は、愛知県信用保証協会に、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

本協会は、中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関から事業資金の貸付を受ける際にその借入債務を保証することで、事業資金調達の円滑化を図り、健全な発展を促進することを目的とする公的機関です。

加えて、事業者の皆さまが直面する経営課題に寄り添い、資金繰り支援にとどまらず、経営状況に応じたきめ細かなサポートにも取り組んでいます。特にここ数年は、多くの皆さまがコロナ関連融資の返済開始を迎える中、経営改善や事業再生に向けた支援に注力しています。

景気は緩やかな持ち直しの動きが見られるものの、物価高騰や人手不足、国際情勢の不安定化などにより、事業者の皆さまを取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いています。

このような中、本協会では、金融機関や商工会・商工会議所、士業団体などの中小企業支援機関と連携しながら、事業者の皆さまの経営状況の変化を早期に捉え、適時適切な支援を提供しております。今後も資金繰り支援に加え、経営改善、事業再生、事業承継などへの多様な支援を通じて、事業者の皆さまの持続的な発展と経営の安定を後押ししてまいります。

本協会は、「中小企業のベストパートナー」として、事業者の皆さまとともに挑戦・成長しながら地域経済の発展に貢献し、豊かな未来を創るという基本理念のもと、事業者の皆さまに、より一層寄り添ったきめ細かな金融支援と経営支援にしっかり努めてまいります。

こうした本協会の取り組みについて、より多くの皆さまにご理解を深めていただくため、本協会の経営計画並びに業務内容及び運営状況をご紹介するディスクロージャー誌「愛知県信用保証協会レポート2026」を発行いたしました。

今後とも、皆さまのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



理事長 石原 君雄

CONTENTS

▶ 協会のあゆみ	2
▶ 経営計画	4
▶ ライフステージに応じた支援	6
▶ 経営者保証に関する取扱い	11
▶ 金融機関・中小企業支援機関との連携	12
▶ 早期事業者支援に向けた取組み	15
▶ 経営課題の解決に向けて	16
▶ SDGs・地方創生への取組み	20
▶ 広報活動	22
▶ 信用補完制度の仕組み	24
▶ 信用保証の概要	26
▶ 信用保証申込みの電子化	29
▶ 信用保証の実績	30
▶ 令和7年度決算	36
▶ 個人情報保護宣言	40
▶ コンプライアンス態勢	42
▶ 役員・機構図	44
▶ 窓口	45

地域とともに歩む公的機関として

愛知県信用保証協会は、愛知県における中小企業・小規模事業者の金融の円滑化に取り組むため、昭和23年9月に発足しました。

戦後の復興期から現在に至るまで、中小企業金融に大きな影響を及ぼす幾多の出来事がありました。その時々々の経済施策に呼応した取組みにより事業者の成長を支えるべく努めてまいりました。

各種保証制度を活用して、多様なニーズに応じた金融支援に取り組んでいます。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響など経済環境が大きく変動する局面では、セーフティネット機能を果たすべく尽力してきました。さらに、創業、経営改善、事業再生、事業承継等、事業者のライフステージに応じた様々な経営支援にも注力しています。

近年は、経済情勢の不確実性の高まりなどを背景に、事業者を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。こうした中、本協会では、金融機関や地域の中小企業支援機関と連携することで、事業者の経営状況の変化の予兆を早期に把握し、適切な支援につなげる取組みを進めています。

今後も、事業者のニーズにきめ細かく対応し、地域経済の活性化や地方創生に貢献できるよう、中小企業施策の一翼を担う公的機関としての使命を果たすべく邁進してまいります。



愛知県信用保証協会の基本理念

愛知県信用保証協会は、令和7年1月6日に、以下の基本理念を策定しました。

- 私たちは、「中小企業のベストパートナー」として、事業者の皆さまとともに挑戦します。
- 私たちは、金融支援と経営支援に真摯に取り組み、事業者の皆さまとともに成長します。
- 私たちは、地域経済の発展に貢献し、事業者の皆さまとともに豊かな未来を創ります。

沿革

- 昭和23年 9月 ○ 社団法人愛知県商工信用保証協会設立許可
- 昭和25年 3月 ○ 社団法人から財団法人へ
- 昭和29年 6月 ○ 財団法人から認可法人へ 名称 愛知県信用保証協会
- 昭和33年 5月 ○ 三河分室(現 西三河支店)設置
- 昭和38年 4月 ○ 東三河出張所(後に東三河支所、現 東三河支店)設置
- 昭和57年 6月 ○ 金山支所設置
- 平成11年11月 ○ 本所事務所移転、金山支所統合 所在地 名古屋市中村区椿町7番9号
- 平成15年10月 ○ 東三河支所移転 所在地 豊橋市大橋通2丁目125番地
- 平成17年 4月 ○ 「本所」、「支所」を「本店」、「支店」に呼称変更
- 令和 2年 2月 ○ 西三河支店移転 所在地 岡崎市上明大寺町2丁目13番地
- 令和 4年 4月 ○ 本店内に名古屋支店、尾張支店設置



キャラクター紹介

- 名前** えじねこ
- 生息地** 椿町界限
- 特技** 商売繁盛などの幸福を招くこと
- チャームポイント** AGマークをかたどった肉球 (AG=Aichi Guarantee)

第7次中期事業計画 令和6年度～令和8年度

本協会は、地域経済の主たる原動力である中小企業・小規模事業者が新型コロナウイルス感染症関連の借入増加に加えて、エネルギー・原材料価格の高騰、人手不足等といった喫緊の課題や、後継者問題、事業再生といったライフステージにおける様々な課題に対応し、持続的な成長を図ることができるよう、金融機関、地方公共団体、中小企業支援機関等との適切な連携、役割分担により、きめ細かな金融支援及び経営支援に取り組みます。あわせて、SDGs達成に向けた取り組みを推進し地域経済社会の発展に貢献していくことで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。

このため、令和6年度から令和8年度までの3か年間における業務運営上の基本方針について、以下に掲げる事項を主要項目として取り組みます。

- ① 事業者に寄り添ったきめ細かな金融支援とプッシュ型経営支援の一体的実施
- ② 事業者の持続的な成長に向けた経営改善、再生支援の推進
- ③ 創業・スタートアップ支援の充実、円滑な事業承継への取組強化
- ④ 顧客との対話を重視した管理、回収の取組み
- ⑤ コンプライアンスの徹底
- ⑥ 地方創生等への貢献を果たすための取組みの推進
- ⑦ 業務改善・人材育成の推進

令和8年度経営計画

業務環境

1. 愛知県の景気動向

本県の景気は、緩やかに回復しつつあります。先行きについては、雇用・所得環境の改善が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動きに加え、国際情勢の不安定化などの景気を下押しする要因には注意する必要があります。

2. 中小企業を取り巻く環境

景気は緩やかに回復していますが、企業の業績改善の度合いは規模や業種等によってばらつきが大きく、特に中小企業・小規模事業者(以下「事業者」という。)においては、物価高騰・人手不足といった厳しい経営環境下で、複雑化する経営課題への対応に迫られています。具体的には、コスト上昇分の価格転嫁や労働環境の改善による人材の確保、生産性の向上や新たな事業展開による企業価値の向上等への対応が求められる一方で、対応が進まない事業者は競争力を失い経営状況が悪化する傾向が強くなっています。このような中、国において昨年11月に示された「強い経済」を実現する総合経済対策にも呼応しつつ、事業者の成長や持続的発展を推し進めるため、事業者に寄り添ったきめ細かな支援がより一層重要となっています。

業務運営方針

本協会は、事業者のあらゆるライフステージに対応する支援態勢により、信用保証による金融支援と経営支援に真摯に取り組み、事業者の成長を支えながら地域経済の発展に貢献し、事業者とともに豊かな未来を創ることを目標に行動することで、地域から必要とされ続ける信用保証協会を目指します。物価高騰や人手不足など経営環境の変化に対応し、事業規模の拡大、事業転換、事業再構築等に取り組む事業者に寄り添い、企業価値の向上につながる支援を行います。さらに、革新的なアイデアや最先端技術を持ち新たなビジネスモデルに挑戦する事業者に対しては、中小企業支援機関やスタートアップ支援機関等との連携を強化し、成長促進に向けた支援を積極的に行っていきます。また、経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継に向けた支援にも注力します。さらに、経営状況の変化の予兆を適時適切に捉え、金融機関や中小企業支援機関と連携して、早期の状況把握と適切な対応につなげます。信用保証協会・金融機関・支援機関がそれぞれの立場から役割を分担し、平時からの予兆管理により、資金繰り支援から経営改善支援、事業再生支援まで事業者の実情に応じた支援を行います。これらの実行のため、以下の重点課題について、積極的に情報発信を行い取組みの周知を図りながら、PDCAのプロセスを循環させ課題の解決に取り組みます。

【保証部門】

1. 事業者のニーズに応じた適正保証の推進

事業者の抱える様々な課題に対し、金融支援面からきめ細かく対応するため、これまで以上に金融機関との連携を深化させます。金融機関や事業者への訪問など、対話を通じて把握した事業者のニーズに対して、適した保証制度の利用を推進します。また、金融機関や中小企業支援機関等の声を保証制度の創設や既存保証制度の見直しに活かすとともに、政策保証としての融資制度保証については利便性向上につながるよう地方公共団体に対して提案を行っていきます。

2. 金融支援と経営支援の一体的な取組みの充実

事業規模の拡大や思い切った事業展開、事業再構築等に挑戦する意欲のある事業者に寄り添い、企業価値の向上につながる支援を状況に応じて適切に行います。また、経営状況の変化の予兆を適時適切に把握し、事業の特性や将来性などを踏まえ、今後の経営改善や事業再生につながるよう、個々の経営課題について、必要な金融支援を迅速に行うとともに、適切な経営支援を一体的に推進します。

3. 金融機関との連携深化

事業者に対する支援方針、協会との適切なリスク分担、経営支援の取組みなどについて、金融機関とお互いの目線を合わせて連携深化を図ることにより、金融と経営の両面から事業者のニーズに応じた適時適切な支援につなげます。

4. 経営者保証を不要とする保証の推進

事業者の思い切った事業展開や創業への取組み、M&A・事業承継や早期の事業再生などの取組みを後押しするため、経営者保証ガイドラインの趣旨を踏まえ、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に向けて金融機関と連携して積極的に推進します。

【期中管理・経営支援部門】

1. 事業者の持続的成長に向けた経営支援の推進と実効性向上

挑戦や変革に取り組む事業者が、様々な経営課題を克服し、「稼ぐ力」を高めながら持続的に成長を続けることができるよう、企業価値の向上に資する支援や経営基盤強化に向けた支援に取り組みます。ローカルベンチマーク策定による事業の「見える化」や資金繰り表作成支援を通じて明らかとなった経営課題に対し、専門家派遣による経営改善計画の策定支援等の積極的な経営支援に取り組みます。また、金融機関との連携深化を図るとともに、税理士会・商工会・商工会議所、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構等の支援機関とも連携強化を図り、個々の事業者に応じた適切な支援を効果的に実施します。こうした経営支援の効果を確認するための効果検証を行います。検証方法としては、保証料率区分及び営業利益率を指標として、経営支援実施先と未実施先のDIを比較し、経営支援実施先のDIが上回った場合に、経営支援に一定の効果があったものと評価します。

2. 早期事業者支援に向けた予兆管理の強化

事業者の経営状況を適時適切に把握し、早期に支援につなげるため予兆管理の取組みを強化します。具体的には、協会主導による取組みとして、保証料率区分が低下した先、ゼロゼロ融資の返済を開始する先及び返済緩和先など、支援の必要性が高いと判断される事業者を対象に、訪問やDMなどを活用した積極的なアプローチにより、迅速に経営支援を提案するなど、きめ細かく対応します。また、金融機関との連携においては、金融機関による予兆管理を通じて経営支援を必要とする事業者の情報を共有し、協会による支援につなげるとともに、金融機関との協働によるフォローアップを実施し、事業者の状況把握と支援の実効性向上を図ります。さらに事業者の身近な存在である税理士等との連携により経営状況を把握し、課題の早期発見につなげる態勢を整備します。これらにより、金融機関や税理士等との役割分担・連携の下で、予兆管理の精度向上を進めつつ、経営改善や事業再生等が必要な事業者を早期に特定し、効果的かつタイムリーな支援を実施します。

3. 再生支援の強化

事業者の経営状態を適時適切に把握することにより早期事業再生支援を着実に推進します。とりわけ、再生局面において金融機関間での調整を要する先については、経営サポート会議の開催等を通じて、各金融機関と支援方針の共有を図るとともに、経営改善の取組みを後押しします。また、保証付融資のシェアが高い事業者を中心に、再生支援の必要性を検討し、必要があると認めるときは、中小企業活性化協議会への持込又は中小企業の事業再生等に関するガイドラインの活用を促すなど、事業者の事業再生等の支援に向けて積極的な対応を行います。さらに、事故報告受理先に対しては、金融機関と連携し、正常化支援、代位弁済回避に向けた取組みを行います。

4. 小規模事業者及び女性経営者に対する経営支援の充実

小規模事業者に対しては信用保証を通じて資金繰りの安定を図り、事業の成長を促すとともに、金融機関や中小企業支援機関と連携し、適時適切な経営支援に取り組みます。さらに、女性経営者の活躍促進に向けて、フォローアップの充実をはじめ、きめ細かな支援に取り組みます。

5. 創業者及びスタートアップ企業に対する経営支援の充実

創業期の各ステージ(創業前・創業時・創業後)の支援を充実させるため、中小企業支援機関と連携して創業支援セミナー等を開催するとともに、創業後の経営安定に向けて、フォローアップ等の伴走支援を行います。革新的なアイデアや最先端技術を持ち新たなビジネスモデルに挑戦する事業者に対しては、「STATION Ai」に協会職員が常駐し、直接相談に対応するとともに、スタートアップ支援機関や大学、金融機関等と相互に連携し、支援強化に努めます。また、過去に事業再生の道筋が立たずやむを得ず廃業等を選択した経営者が、過去の経験を活かし再チャレンジする場合などにおいては、経営者が躊躇することなく安心して再挑戦できるよう後押しします。

6. 円滑な事業承継の促進

経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継が行われるよう、中小企業支援機関と連携した事業承継フェア等を開催します。また、事業承継支援ニーズの掘り起こしを行うため、事業者アンケートを実施し、相談希望のあった顧客に面談等で働きかけを行います。さらにM&Aや事業承継計画の策定などの具体的な課題の解決に適した専門家派遣の実施やマッチングサイトの紹介、事業承継支援を担う中小企業支援機関への引継ぎ、アトツギに対する情報発信などの支援につなげていきます。特に、経営者保証については、経営者保証ガイドラインの特則を適切に運用し、経営者保証の解除を行うなど、円滑な事業承継を後押しします。

【回収部門】

顧客の事業再生及び生活再生支援の推進

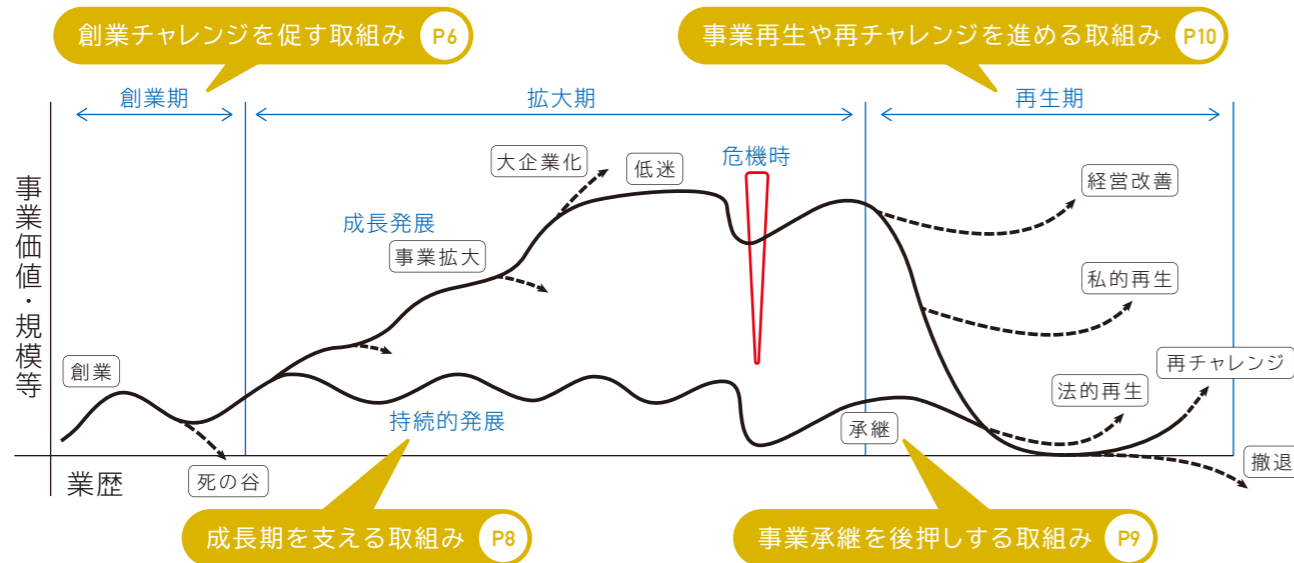
顧客の現況を十分把握するとともに、その実情を踏まえ、経営者保証ガイドラインの適用や一部弁済による保証債務免除、求償権消滅保証を活用し、事業再生や生活再生の支援など、再チャレンジの目線も取り入れたきめ細かな対応に努めます。

保証承諾等の見通し

令和8年度の保証承諾等の主要業務数値(見通し)は次のとおりです。

項目	金額	前年度計画比
保証承諾	5,000億円	96.2%
保証債務残高	1兆9,000億円	110.5%
代位弁済	320億円	100.0%
回収	48億円	106.7%

中小企業・小規模事業者のライフステージに応じた様々なニーズにきめ細かく対応するため、金融機関や中小企業支援機関と連携し、各種支援に取り組んでいます。



創業チャレンジを促す取組み

創業期のかたに向けた保証制度

低保証料率での資金調達が可能 創業関連保証

対象 ● これから創業をお考えのかたや創業後5年未満のかた

- 保証限度額 3,500万円 ● 保証期間 10年以内
- 保証料率 0.80%

「スタートアップ創出促進保証」

一定の要件を具備する場合、保証料率を0.20%上乘せすることで、経営者の個人保証なしで取扱うことが可能となります。

★固定金利かつ低保証料率で利用可能な愛知県が定める融資制度もあります。



必要な時に必要な額を
反復利用することが可能 創業者カードローン当座貸越根保証 (Souca)

対象 ● 創業後5年未満のかた

- 保証限度額 300万円 ● 保証期間 1年以内 ● 保証料率 0.39%~1.62%

創業期にあるかたへのサポート

創業をお考えのかたや創業後間もないかたに対して、創業計画策定や創業時の資金繰り計画等について、きめ細かくアドバイスを行っています。

相談をお受けした際は、本協会が作成する冊子「創業に向けて」を活用し、創業計画の立て方や創業資金の調達に向けたアドバイスを行うとともに、創業時に利用できる保証制度をご案内しています。

また、地方公共団体、商工会・商工会議所等と連携し、愛知県内各地で創業支援セミナーを開催しています。令和7年度は、本協会が主催する創業支援セミナーを13回開催し、関係機関が主催するセミナーに講師を12回派遣しました。

さらに、本協会では、新技術や新しいビジネスモデルを活用し、新市場の開拓や高成長を目指す創業期のかたからの相談をワンストップでお受けするため、「スタートアップサポートデスク」を設置し、積極的に支援しています。

加えて、オープンイノベーション拠点「STATION Ai」では、スタートアップ企業から直接ご相談に応じるほか、金融機関と連携したオフィスアワー（個別相談会）も定期的を開催しています。



創業後のフォローアップ

創業後の持続的な発展を促すことを目的として、本協会の保証を利用している創業期のかたに対して、本協会の専任担当者によるフォローアップを実施しています。具体的には、創業後の状況をヒアリングし、経営のお悩みや課題に関するご相談に応じています。

これらの取組みにより、早期に経営状況を把握し、追加の金融支援や専門家を活用した経営支援などにつながっています。

ビジネスプランコンテストへの協力

Tongaliプロジェクト

東海地区の大学等が連携して実施する起業家育成プロジェクト「Tongaliプロジェクト」に参画しています。

同プロジェクトの活動の一環として開催された「Tongaliビジネスプランコンテスト2025」および「Tongaliアイデアピッチコンテスト2025」において、愛知県信用保証協会賞を授与しました。



東三河ビジネスプランコンテスト

東三河地域における起業家育成などを目的とした「第25回東三河ビジネスプランコンテスト」に参画し、運営や審査等の協力をしました。

BiZCON NISHIO

西尾市が主催するビジネスプランコンテスト「BiZCON NISHIO2025」に参画し、最終審査会に出場した高校生部門のファイナリスト全員に、敢闘賞を授与しました。



成長期を支える取組み

成長期のかたに向けた保証制度

プロパー融資と保証付き融資を組み合わせることで、多岐にわたる経営課題解決への取組みを後押し

協調支援型特別保証 ポイント 信用保証料の補助が受けられる

- 【条件】①本保証付き融資額の1割以上のプロパー融資を受ける ● 保証限度額 2億8,000万円 ● 保証期間 10年以内
②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行う ● 保証料率 条件①国からの補助により実質負担 0.30%~1.27%
条件②国からの補助により実質負担 0.34%~1.43%

★固定金利で利用可能な愛知県が定める融資制度もあります。

オープンイノベーションプログラムTOPPA

日本最大級のオープンイノベーションプラットフォーム「AUBA（アウバ）」を運営する株式会社eiiconとともに、オープンイノベーションプログラム「TOPPA」を開催しました。

本プログラムは、社外プレイヤーと連携しながら、自社の枠を超えた新規事業開発に挑戦する事業者を支援する取組みです。

第2回目となる令和7年度は、令和7年8月に、オープンイノベーションの理解促進と実践を目的としたセミナーおよびワークショップを開催し、延べ55名にご参加いただきました。

さらに、ワークショップ参加事業者の中から具体的に新規事業創出を目指す3者を選定し、個別の伴走支援を実施しました。事業テーマの具体化や事業領域の選定、パートナー企業の公募・マッチング支援を行い、令和8年2月には新規事業の進捗発表会を実施しました。

ブランディングセミナー

自社のブランド力を高めることで、集客力・収益力のアップにつなげることを目的としたブランディングセミナーを開催しました。

令和7年6月から11月にかけて、本協会本店および東三河支店において、各5日間の日程で開催し、19名にご参加いただきました。本セミナーでは、事業者のかたが提供する商品やサービスを、「価格」ではなく、「ストーリー」や「こだわり」といった「価値」で伝えるための考え方を中心に、地域の事例を踏まえた発信方法やメディア活用手法などを紹介しました。

また、本セミナーは、令和4年度から継続開催しており、令和7年度には過去の参加者を対象とした「フォローアップセミナー」も新たに開催しました。



現場改善セミナー&現場リーダー養成講座

トヨタ生産方式に基づく改善指導の経験が豊富な株式会社サンスタッフから講師を招き、業務効率化や生産管理のムダ削減など、実践的な業務改善手法を学ぶ現場改善セミナーおよび現場リーダー養成講座を開催しました。

令和7年8月に開催したセミナーでは、28名にご参加いただき、業務改善の基礎知識を講義形式で学んでいただきました。

また、令和7年9月から令和8年1月にかけて、全8日間の日程で開催した現場リーダー養成講座では、実習の舞台をご提供いただいたスミヤ精機株式会社様、株式会社久野製作所様のご協力のもと、講師の指導を受けながら、作業の効率化や負荷軽減の手法を実践形式で習得していただきました。

最終日には、参加者が自社の業務改善について、本講座で学んだ手法を活用して発表しました。

事業承継を後押しする取組み

事業承継期のかたに向けた保証制度

経営者保証でお困りのかたに

- ▶事業承継特別保証
- ▶経営承継借換関連保証
- ✓ 経営者保証が不要に ※一定の財務要件等があります。

事業承継時の資金に

- ▶事業承継サポート保証「ゆずりは」
- ✓ 持株会社方式に対応
- ▶経営承継準備関連保証
- ✓ M&Aに対応
- ▶特定経営承継準備関連保証
- ✓ 事業を営んでいない個人による買収（EBO）等に対応

事業承継後の資金に

- ▶経営承継関連保証
- ✓ 事業会社または個人の中小企業者が対象
- ▶特定経営承継関連保証
- ✓ 代表者個人が対象

ツギフェス

事業承継を中心に、創業者やアトツギに対して新たな気づきを提供することを目的として、創業・事業承継セミナー「ツギフェス」を開催しました。

第4回目となる令和7年度は、令和7年11月および12月に2日間で計6セミナーを実施し、延べ242名にご参加いただきました。また、アーカイブ配信の視聴回数は約500回となりました。

登壇者のリアルな体験談は、参加者の多くの共感を呼び、会社の未来を後継者に託そうとする経営者や、事業承継に踏み出そうとする後継者にとって、次の一歩を後押しする機会となりました。



事業承継サポートデスク

事業承継に関する様々な課題の解決をワンストップでサポートするため、「事業承継サポートデスク」を設置しています。

本デスクでは、多様な承継手法に関する様々な保証制度の提案に加え、関係機関と連携した支援、情報提供を行っています。

M&Aサクシードとの連携

令和3年12月に事業承継M&Aプラットフォーム「M&Aサクシード」を運営する株式会社M&Aサクシードと業務提携し、第三者承継（M&A）に関する支援体制を構築しました。本連携により、後継者不在企業に対して、事業承継の選択肢を提供するとともに、地域経済の活性化を目指しています。

令和7年度は、「M&Aサクシード」の紹介を4件実施しました。

事業再生や再チャレンジを進める取組み

再生期のかたに向けた保証制度

経営改善・事業再生に必要な資金の調達が可能

事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）

ポイント 信用保証料の補助が受けられる

対象

認定支援機関の指導または助言を受けて作成した事業再生の計画や、本協会が事務局となる経営サポート会議（※）による検討に基づき作成または決定された計画等に従って事業再生を行うかた
 （※）経営改善に取り組む事業者と取引金融機関等が一堂に会し、情報共有や意見交換を通じて、経営支援の方向性、内容等を検討する会議です。本協会が事務局となることで、複数金融機関と取引がある場合でもスムーズな調整が可能です。

- 保証限度額 2億8,000万円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 国からの補助により実質負担 0.4%

★固定金利で利用可能な愛知県が定める融資制度もあります。

「再チャレンジに関する相談窓口」の設置

令和7年7月に、再チャレンジ支援の拡充のため、専用相談窓口「再チャレンジに関する相談窓口」（フリーダイヤル 0120-454-754）を設置しました。

この相談窓口は、既に経営の立て直しが困難な状況であるかたから、円滑な形で廃業を進め、その後の第二創業・再チャレンジに向けたご相談等をお受けする専用窓口です。

愛知県中小企業活性化協議会との連携

令和4年9月、愛知県中小企業活性化協議会と連携協定を締結し、地域の事業者の収益力改善や事業再生に向けた取組みを支援しています。

また、同協議会が有する再生支援の知見やノウハウの習得および再生支援に携わる専門家とのネットワーク構築を目的として、本協会職員を外向・トレーニーとして派遣しています。

さらに、令和6年度からは同協議会と共催で合同相談会を開催するなど、事業再生に意欲のある事業者の支援に取り組んでいます。

合同相談会の開催

▶西三河・東三河出張相談会

愛知県中小企業活性化協議会と共催で、本協会の西三河支店または東三河支店で合同相談会を開催しています。



▶名駅 個別経営相談会

愛知県中小企業活性化協議会、名古屋銀行、名古屋信用保証協会と共催で、合同相談会を開催しています。



経営者保証に関する取扱い

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

「経営者保証」には、経営への規律付けや資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生、円滑な事業承継を妨げる要因となっているという指摘もあります。

そのため、本協会では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を尊重し、適切な対応を実施しています。

また、経営者保証に関する様々なご相談をお受けするため、専用相談窓口「経営者保証に関する相談窓口」（フリーダイヤル 0120-454-754）を設置し、経営者保証を不要とする保証制度や取扱いをご案内しています。

経営者保証の提供を不要とする取扱い

信用保証協会における経営者保証を不要とする3つの取扱い

【金融機関連携型】

申込金融機関が、信用保証の付かない融資について経営者保証を不要としている場合であって、債務超過でなく赤字でない等の要件を満たしている場合

【財務要件型】

「財務要件型無保証人保証※」を利用する場合 ※直近決算期において、一定の財務要件を満たす必要があります。

【担保充足型】

法人または経営者が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

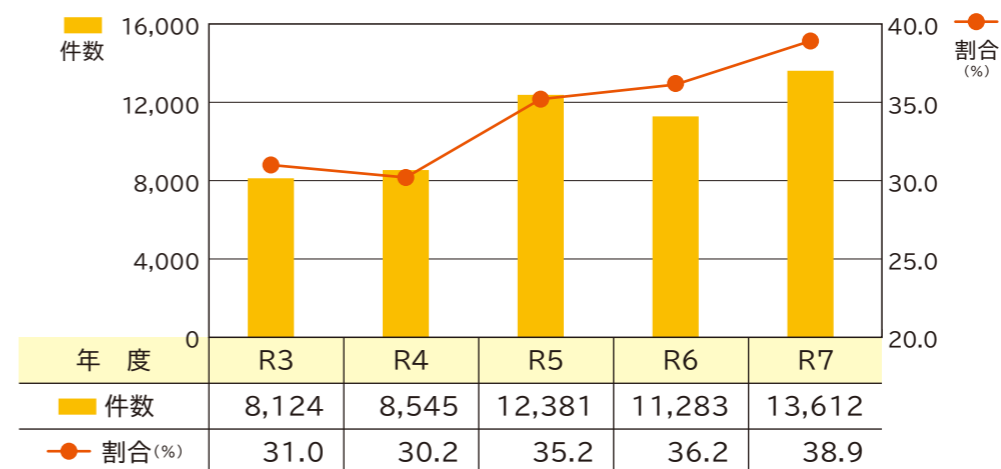
保証料の上乗せにより経営者保証を不要とする取扱い

上記3つの取扱いに該当しない場合であっても、信用保証料の上乗せ（0.25%または0.45%）という経営者保証の機能を代替する手法により、経営者保証を不要とする取扱いがあります。

なお、利用には一定の要件があります。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

無保証人の保証承諾実績



金融機関や中小企業支援機関と連携し、効果的な中小企業・小規模事業者の支援体制を構築しています。

金融機関との連携

金融機関提携保証

平成30年5月 長期事業サポート保証 西尾信用金庫

地域貢献の観点や事業性評価等を活用した円滑な資金供給や経営改善・再生支援

平成30年9月 東三河3信金地域応援保証 豊橋信用金庫 | 豊川信用金庫 | 蒲郡信用金庫

経営改善に積極的な事業者の支援

令和3年3月 Beyond協調推進保証 名古屋銀行

コロナを乗り越えるための基盤づくりのサポートを行うプロパー融資と協調し、

金融支援と経営支援を一体的に実施

令和3年12月 同時実行型(事業性評価) 協調推進保証

あいち銀行 | 十六銀行 | 百五銀行 | 豊田信用金庫 | 大垣共立銀行 | 知多信用金庫 | いちい信用金庫

名古屋銀行

金融機関による事業性評価を加え、必要資金を金融機関のプロパー融資と協調支援

金融機関との情報交換

金融機関とより一層連携を図り、実効性のある支援につなげていくため、日頃から積極的な情報交換を行っています。

また、金融機関本部を対象とした意見交換会を開催し、様々なテーマについて意見交換を行っています。

その他、若手担当者に限定した説明会や女性渉外担当者に限定した説明会など各金融機関のニーズに応じた「オーダーメイド型」の説明会も開催しています。

Shake Hands～広げよう握手の輪～

事業者の「お役に立ちたい!」「成長を後押ししたい!」といった想いを実現するため、金融機関と本協会の担当者が連携し、金融面や経営面の支援に取り組むことを目的としています。優良な取組案件は、組織の垣根を越えて共有し、広げていくことを目指しています。

取組開始7年目となった令和7年度は数多くの取組案件の中から、金融機関と本協会の担当者が強く連携し取り組んだ4つの案件を選出し、優良案件として表彰しました。

令和8年2月には表彰式を開催するとともに、金融機関と本協会の各担当者による合同プレゼンテーションを行い、神戸大学 家森信善教授から優良案件に対する講評をいただきました。



地方公共団体・商工会・商工会議所との連携

商工会・商工会議所による推薦

県内すべての商工会・商工会議所を愛知県が定める融資制度(小規模企業等振興資金、一般事業資金、経済環境適応資金)の推薦機関と位置付け、保証申込みに際し、事業者の定性的な情報等を提供いただいています。このことにより、金融支援の円滑化、適切な経営支援につなげています。

合同勉強会の実施

県内すべての商工会・商工会議所との間で、経営指導員等との合同勉強会を実施し、連携強化を図っています。

出張定例金融相談会の開催

次の商工会・商工会議所において、本協会職員による金融相談会を定例で開催しています。

商工会議所	・岡崎 ・刈谷 ・稲沢	・豊橋 ・豊田 ・常滑	・半田 ・碧南 ・江南	・一宮 ・安城 ・小牧	・瀬戸 ・西尾 ・犬山	・蒲郡 ・津島 ・東海	・豊川 ・春日井 ・大府	商工会	・尾張旭市 ・知多市	・弥富市 ・田原市
-------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	--------------------	-----	---------------	--------------

一宮中小企業サポート会議

令和3年度から、地域の支援機関がお互いの強みを持ち寄り、一致団結して地域の事業者をサポートするため、一宮中小企業サポート会議を定期的で開催しています。



参加機関

一宮市役所 | 一宮商工会議所 | 尾西商工会 | 木曾川商工会 | いちい信用金庫 | 尾西信用金庫 | 日本政策金融公庫 | 愛知県信用保証協会

中小企業支援機関との連携

愛知県中小企業診断士協会との業務提携

平成19年12月に公益社団法人愛知県中小企業診断士協会と業務提携し、経営改善に意欲を持ち、経営診断を希望する事業者に中小企業診断士を派遣しています。

愛知県弁護士会との業務提携

平成30年1月に愛知県弁護士会と業務提携し、法的な経営課題に対して、弁護士がアドバイスを行うピンポイント法律相談を実施しています。

日本弁理士会東海会との連携

令和2年2月に日本弁理士会東海会と業務提携し、事業者に対する企業経営および知的財産に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

日本公認会計士協会東海会との連携

令和6年3月に日本公認会計士協会東海会と業務提携し、公認会計士の財務会計・管理会計に関する専門的知識、高度なコンサルティング機能を活用した経営支援に取り組んでいます。

税理士会との連携

平成29年3月に名古屋税理士会、東海税理士会と業務提携し、連携した保証制度の取扱いや、税務相談会の開催等、税務に関する知識の普及啓発に取り組んでいます。

さらに、令和8年2月には、両税理士会と「税理士連携中小企業者支援保証」の取扱いに関する覚書を締結し、同制度の取扱いを開始しました。この制度は、本協会独自の保証制度であり、税理士・金融機関・本協会が連携することで、資金供給にとどまらず、経営状況の変化の予兆を把握し経営課題解決の提案まで行うことが特徴です。



あいち企業力強化連携会議

愛知県内の事業者の経営改善・事業再生の促進を目的とした中小企業支援ネットワーク「あいち企業力強化連携会議」の事務局を協会が務めています。参加機関が強固な連携体制を築き、各機関の専門スキルを活かし、地域が一丸となって事業者の経営改善に取り組んでいます。

参加機関（令和8年4月1日現在）

- 金融機関 39機関
(銀行、信用金庫、信用組合、
政府系金融機関)
- 経営支援機関 20機関
(弁護士会、
税理士会等の専門機関)
- アドバイザー 4機関
(東海財務局、中部経済産業局、
愛知県、名古屋市)



全体会議・ノウハウ共有分科会

令和7年10月に、第25回全体会議および第4回ノウハウ共有分科会※を開催しました。

第25回全体会議では、51機関が出席し、神戸大学 家森信善教授から「円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化について」をテーマとしたお話をいただきました。その後、東海財務局から「事業者支援の推進に向けた主な取組み」について、中部経済産業局から「中小企業支援施策」について、それぞれ報告がなされました。

第4回ノウハウ共有分科会では、39機関が参加して、参加機関の実務担当者が「予兆管理とモニタリング段階に応じた役割分担」をテーマとした意見交換を行いました。

取引先の予兆管理として取り組んでいることや課題等について共有を図るとともに、各機関の役割分担の重要性について相互理解を深め、連携した事業者支援に向けた目線合わせを行いました。

※経営支援に関する知識やノウハウを共有するとともに、連携した支援を実践していくための目線合わせや人的なネットワークの形成を図る意見交換会



経営サポート会議

令和7年度は、個別の事業者支援等を目的とする経営サポート会議を延べ49回開催し、金融機関による意思決定の迅速化・円滑化の促進に取り組んでいます。

近年、物価高騰や人手不足、国際情勢の不安定化などにより、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は大きく変化しています。こうした中、経営課題が深刻化する前に、経営状況を適時適切に把握し、早期に必要な支援につなげることの重要性が高まっています。

本協会では、これまで、返済緩和を講じている事業者やゼロゼロ融資の返済開始を迎える事業者に対し、金融機関等と連携しながら、資金繰りや経営の改善に向けた支援に取り組んできました。

令和7年度からは、こうした取組みに加え、経営状況の変化の兆候を早期に捉え、事業者が早めに経営改善に取り組めるよう、金融機関や中小企業支援機関等と連携したきめ細かな支援を進めています。

創業期や事業承継期など事業者のライフステージに応じた支援提案に加え、返済緩和を講じている事業者やゼロゼロ融資の返済開始を迎える事業者など経営状況に応じた支援提案を実施

令和7年
3月

中小企業庁が「円滑な事業再生等に向けたモニタリングの高度化に関する研究会」報告書を公表

金融機関による予兆管理を通じて、経営支援を必要とする事業者に対し、金融機関と連携した早期支援につなげる取組みを開始

令和7年
4月

保証料率区分の低下など、経営状況の変化がみられる事業者に対し、早期支援につなげる取組みを開始

保証料率区分が低下した事業者への支援

令和7年度からは、保証料率区分の低下など、経営状況の変化がみられる事業者に対する支援を開始しました。保証料率区分の低下は、直ちに経営悪化を意味するものではありませんが、経営状況の確認をするきっかけとなる財務情報です。本協会では、事業者との対話を通じて課題を整理し、専門家を活用した経営改善支援など、事業者の状況に応じた支援に取り組んでいます。

名古屋税理士会、東海税理士会と覚書を締結したうえで、税理士と連携して事業者の経営状況の変化の兆候を把握し、早期支援につなげる「税理士連携中小企業者支援保証制度」を創設

税理士連携中小企業者支援保証

対象

- 2期以上の申告を行っているかた
(個人事業主は複式簿記による記帳に基づく申告)
- 保証限度額 8,000万円
- 保証期間 15年以内
- 保証料率 0.45~1.90%
(税理士の関与により、
最大0.25%の引下げ措置あり)

令和8年
2月

認定経営革新等支援機関と連携し、月次の経営状況の把握・共有を通じて、早期支援につなげる「モニタリング強化型特別保証制度」を創設

金融機関と連携した協働フォローアップを開始

協働フォローアップ

特定保証制度のフォローアップ事業者に対して、金融機関と本協会が協働して実施するフォローアップ活動を開始しました。フォローアップにより把握した経営課題に対しては、金融機関と連携して支援に取り組んでいます。

令和8年
3月

モニタリング強化型特別保証

対象

- 認定経営革新等支援機関と連携して、月次で財務・資金繰り状況を把握し、経営状況等の報告を行うことを誓約するかた
- 保証限度額 2億8,000万円
- 保証期間 10年以内
- 保証料率 国による補助により実質負担
0.23~0.95%

令和8年
4月

経営支援の実施

本協会では、経営に関する様々な課題の解決をお手伝いしています。

経営課題の解決に向けて

▶ 専門家派遣

個別診断

中小企業診断士が3回訪問のうえ、客観的な視点で現状分析を踏まえた経営課題の抽出を行うとともに、具体的な解決策をアドバイスします。

経営改善計画等策定診断

中小企業診断士が6回訪問のうえ、経営改善に向けた施策、アクションプラン、数値計画を取りまとめた経営改善計画の策定をお手伝いします。

ワンポイントアドバイス

具体的な経営のお悩みに対して、経営課題に精通した専門家が最大6回訪問のうえ、解決策を提案します。

ワンポイントアドバイスを担当する専門家の一覧はこちら



▶ ローカルベンチマーク策定支援

本協会の中小企業診断士の資格を有する職員等で構成されたローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」のメンバーが、ローカルベンチマークシートの策定を通じて、収益性、健全性などの事業の「見える化」をお手伝いしています。

ローカルベンチマークシート策定後も、4期にわたって決算書の内容をもとに業況等を確認しています。

▶ 資金繰り表作成支援

本協会職員が資金繰り表の作成をお手伝いしています。

また、完成した資金繰り表を活用して、ご相談に応じるほか、作成支援完了の3か月後を目安にフォローアップを行い、資金繰りの状況を確認しています。

▶ McSS経営診断

日本最大級の中小企業データベースに基づく経営診断システムを活用し、財務面の強みや弱みが把握できる、「McSS経営診断報告書」を提供しています。

報告書の内容については、本協会職員が説明をしています。

なお、対象は法人に限られます。

▶ ピンポイント法律相談

弁護士が経営上の法律問題に対してアドバイスします。

▶ 他機関の紹介

よろず支援拠点等、他の支援機関が実施する経営支援メニューをご紹介します。

経営支援事例のご紹介

本協会が取り組んだ経営支援の支援内容をホームページ上で公開しています。



運送業A社

【支援内容】 運送事業者が専門家の提案を実践し、ドライバーの賃上げにつなげた事例

【支援メニュー】 個別診断、フォローアップ診断

【担当専門家】 中小企業診断士

サウナ業B社

【支援内容】 老舗サウナ事業者がWebマーケティング手法に活路を見出すことで事業承継における後継者のプレッシャーを解消し、売上アップにつなげた事例

【支援メニュー】 個別診断、フォローアップ診断

【担当専門家】 中小企業診断士

カフェC社

【支援内容】 創業間もないカフェがフードコーディネーターによるアドバイスを実践し、客単価の向上等につなげた事例

【支援メニュー】 ワンポイントアドバイス

【担当専門家】 フードコーディネーター

2026年版「中小企業白書」に

ローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」の取組みが掲載されました

2026年版「中小企業白書」の【コラム 3-1-1 ローカルベンチマークの活用】において、本協会のローカルベンチマーク策定支援チーム「アイビー」の取組みが紹介されました。



令和7年度のメンバー



活動の様子

相談業務の充実

経済情勢の変化などにより中小企業・小規模事業者の経営の安定に影響が予想される局面では、特別相談窓口を設置し、ご相談に応じています。

また、金融・経営に関する様々なご相談をお受けするため、各種相談窓口を設置しているほか、相談会を定期的に開催しています。

特別相談窓口

(令和8年4月1日現在)

- 東日本大震災に関する特別相談窓口
- 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口
- 米国自動車関税措置等に伴う特別相談窓口

相談窓口

- 電話相談窓口（平日 午前9時から午後5時まで）

総合相談窓口	☎0120-454-754
女性経営者専用窓口	☎0120-454-877
事業承継サポートデスク	052-454-0526
スタートアップサポートデスク	052-454-0520
経営者保証に関する相談窓口	☎0120-454-754
再チャレンジに関する相談窓口	☎0120-454-754

- Web相談フォーム

インターネットでもご相談を受け付けています。
相談フォームに相談内容を入力して送信いただくと、後日、本協会担当者がメールまたは電話でご連絡します。



相談会

- 経営相談会
毎月第3水曜日に、中小企業診断士の資格を有する本協会職員による経営相談会を開催しています。
- 土曜相談窓口
毎月第2・第4土曜日に相談窓口を開設しています。

女性経営者支援の取組み

女性経営者支援チーム「アイリス」

本協会の女性職員で構成された女性経営者支援チーム「アイリス」は、これから創業をお考えの女性や女性経営者に対して、同性ならではの感性、経験を活かしたきめ細かなサポートを行っています。



～チーム名「アイリス」の由来～

「アイリス」とは、愛知県の県花である、カキツバタの英語名であり、その花言葉は「幸せは来る」です。
皆さまの事業が成功してほしいという想いを込めて命名しました。

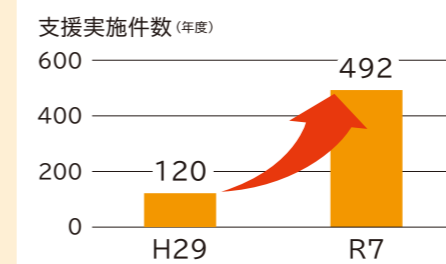
これまでのあゆみ

- 平成28年10月 女性創業者支援チームとして、女性職員7名で発足
創業を考える女性への相談対応を開始
- 平成29年 3月 女性創業セミナーを初開催
- 令和 3年 4月 女性創業者に対して、保証付き融資実行後の創業フォローアップを開始
- 令和 4年 4月 支援対象を「女性創業者」から「女性経営者」に拡充
- 令和 4年 7月 メンタリング（先輩経営者から経営課題の解決等に向けた助言を受けられる経営支援）を開始
- 令和 8年 4月 支援の充実を図るためメンバーを増員し、34名で活動中

主な活動内容

- 保証相談
- 創業フォローアップ
- 創業セミナーの開催
- 交流会の開催
- メンタリング

支援実績



これまでに実施した支援（相談、保証、フォローアップ）の累計は、3,300件を超えました。



令和8年10月に女性経営者支援チーム「アイリス」は創設10周年を迎えます

10年間のあゆみを支えていただいた女性経営者、関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。

今後も、チーム一丸となって、女性経営者の支援に取り組んでいきます。





愛知県信用保証協会SDGs宣言

愛知県信用保証協会は、信用保証を通じて、中小企業・小規模事業者の成長・発展のお手伝いをする中で、地域経済の活性化に努めてきました。

本協会のこうした取組みは、国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成につながるものであり、「SDGs未来都市 愛知県」の一員として、信用保証協会の使命を果たすことでSDGsの達成に貢献してまいります。

※SDGs (Sustainable Development Goals) は、「誰一人として取り残さない、持続可能な社会の実現」を目指し、2015年9月に国連サミットで採択された国際開発目標です。

「あいちSDGsパートナーズ」への登録

令和5年12月から、「あいちSDGsパートナーズ」への登録を行っています。

本協会では、経済・社会・環境の3つのテーマにおいて、以下の内容に取り組んでいます。

経済：創業支援と経営支援による地域経済活性化と持続的発展に貢献する。

社会：労働環境の改善により、働きがい向上と経済成長を目指す。

環境：環境保全に配慮した取組みを行う。

※愛知県SDGs登録制度「あいちSDGsパートナーズ」は、SDGsの達成に向けて取り組む企業・団体等を登録し、その取組みを「見える化」するとともに、登録者のSDGsに関する具体的な取組みを促進することを目的とした制度です。

特定社債保証（SDGs貢献型）

金融支援を通じたSDGs推進を目的として、SDGs貢献に取り組む事業者を対象とした、通常の特定社債保証よりも保証料率を引き下げた保証制度の取扱いをしています。

経済環境適応資金 パワーアップ資金 施策推進枠【カーボンニュートラル】

環境負荷低減設備等を導入し、カーボンニュートラルの実現に取り組む事業者を対象とした「経済環境適応資金 パワーアップ資金 施策推進枠【カーボンニュートラル】」を利用した金融支援を実施することにより、カーボンニュートラルの実現を促進しています。

愛知県国家戦略特別区域農業保証（愛知県アグリ特区保証）

県内農商工業の発展と産業振興を図ることを目的として、商工業とともに農業を営むために必要な資金を供給する保証制度の取扱いをしています。

ファンドへの出資

【創業期・拡大期】

東三河地区に本店を置く3つの信用金庫（豊橋信用金庫、豊川信用金庫、蒲郡信用金庫）と連携し、「東三河3信金-信金キャピタル地域応援投資事業有限責任組合（通称：三信金地域応援ファンド）」（平成30年9月組成）に出資しています。地元の事業者の育成・成長支援に取り組んでおり、これまでに8社への投資を行いました。

【再生期】

官民一体型「愛知活性化ファンド」（令和5年3月組成、累計6社へ投資）に出資しています。国、金融機関、支援機関等と連携して、県内事業者の再生支援に取り組んでいます。

出前講座を通じた金融リテラシーの向上

大学等での出前講座

地域経済の未来を担う学生のアントレプレナーシップの醸成を図るため、平成21年度から地元の大学や高等学校への出前講座を実施しています。

講座では、事業者の現状や信用補完制度を通じた保証協会の役割について説明するとともに、起業を身近に感じてもらえるよう本協会を利用されている「がんばる企業」も紹介しています。



▶実施実績

大学：愛知大学、愛知学院大学、愛知産業大学、愛知淑徳大学、椋山女学園大学、中京大学、東海学園大学、名古屋市立大学、名古屋文化短期大学、南山大学
その他：愛知県調理師会、大原法律公務員専門学校、新城高等学校、豊田工業高等専門学校（五十音順）

ビジネスフェアへの出展

様々な機関が開催するビジネスフェアに積極的に参加し、本協会と信用保証制度の認知度向上に努めています。

メッセナゴヤ2025

▶リアル展示会：令和7年11月5日～11月7日

▶オンライン展示会：令和7年10月27日～11月28日

業種や業態の枠を超え、出展各社の取引拡大や異業種交流を図る「異業種交流の祭典」として開催されている、メッセナゴヤに出展しました。

本協会は、平成20年以降毎年出展しており、令和7年度は山口化成工業株式会社様、マルハチ工業株式会社様と共同出展しました。



あいちアール・ブリュット×アティックアート連携事業への参加

愛知県と一般社団法人アティックアートが連携して実施する「あいちアール・ブリュット×アティックアート連携事業」へ参加し、障がいを乗り越え、自立を目指す才能あるアーティストを応援しています。

県内の障がいのあるかたが描いた絵画作品をデザインに採用したノベルティグッズを作成したほか、令和8年2月から3月にかけて障がいのあるかたの作品を社屋等に展示する作品展「あいちアール・ブリュット×アティックアート連携作品展 まちなかギャラリー」を本協会の本店で開催しました。

また、令和8年3月に開催されたアティックアート贈呈式に参加し、ノベルティグッズの原画作者に記念品を贈呈しました。

健康優良企業「金の認定」の取得

「健康優良企業」認定制度は、企業全体で健康づくりに取り組むことを宣言（健康企業宣言）し、一定の成果を上げた場合に、健康企業宣言東京推進協議会から健康優良企業として認定される制度です。

本協会は、令和7年6月に全国の信用保証協会ですべて、健康優良企業「金の認定」を取得しました。

「あいち女性輝きカンパニー」の認証取得

「あいち女性輝きカンパニー」とは、女性の活躍促進に向けた取組みを行っている企業を愛知県が認証する制度です。

本協会は、令和7年4月に「あいち女性輝きカンパニー」の認証を取得しました。

本協会のPRおよび信用保証について一層のご理解をいただくため、様々な広報活動を実施しています。

テレビCM

東海地方の様々な会社の工場を特集するテレビ愛知「日経プレミアム工場へ行こうⅢ」のスポンサーとなり、テレビCMを実施しています。CMでは、本協会のPR動画を放送し、本協会が実施している金融支援・経営支援についてアピールしています。

本動画は、本協会ホームページのほか、本協会本店1階のデジタルサイネージ、YouTube等でもご覧いただけます。



ラジオCM

東海地方で頑張る企業の経営者の魅力に迫るFM-AICHI「GLOBAL R-VISION」のスポンサーとなり、ラジオCMを実施しています。

また、東海ラジオ、CBCラジオのラジオ中継に出演し、本協会が開催するセミナー・イベントを紹介しました。

広告看板の設置

本協会の本店はエスカ地下街E2出口を出てすぐのところに位置しており、目印となるよう出口付近に看板を設置しています。また、地下鉄桜通線名古屋駅コンコース（西改札内）にも看板を設置しています。

令和5年3月から、中村区役所内のAEDと一体型のモニターにも広告を掲載しています。この広告は掲載料金の一部が中村区役所内のAEDの運営費になることから、SDGsへの貢献も図られるものです。



新聞への広告掲載

中日新聞、中部経済新聞等で、広告を掲載しています。

各種機関紙への広告掲載

商工会・商工会議所の会報誌などに定期的に広告を掲載しています。



ホームページ

信用保証制度の仕組み、各種保証制度の概要、セミナー・イベントの開催のご案内など、本協会の様々な取組みについて幅広く情報発信しています。

がんばる企業のご紹介

創業や事業成長に挑戦しているかたの「生の声」を紹介しています。令和7年度は、第1回に登場いただいたかたに追加取材をしました。



SNS

公式 SNSアカウントを開設し、事業経営に関するお役立ち情報を発信しています。また、セミナー・イベントの参加者の募集について、適宜SNS広告を活用しています。

公式アカウントX
@aichiguarantee



パンフレット・リーフレット

本協会のご利用方法や保証制度、経営支援メニュー等を紹介する各種パンフレットおよびリーフレットを作成しています。



ノベルティ

イメージキャラクターや障がいのあるかたが描いた絵画作品を使ったノベルティグッズを作成しています。



信用補完制度とは

中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、協会が保証人となって借入れをスムーズにし、事業の成長を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。

この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。信用保険制度は、保証債務の履行（代位弁済）という協会のリスクを政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）の保険によってカバーする制度です。

2つの制度を総称して信用補完制度といいます。

信用補完制度の仕組みは、次のとおりです。

信用保証制度

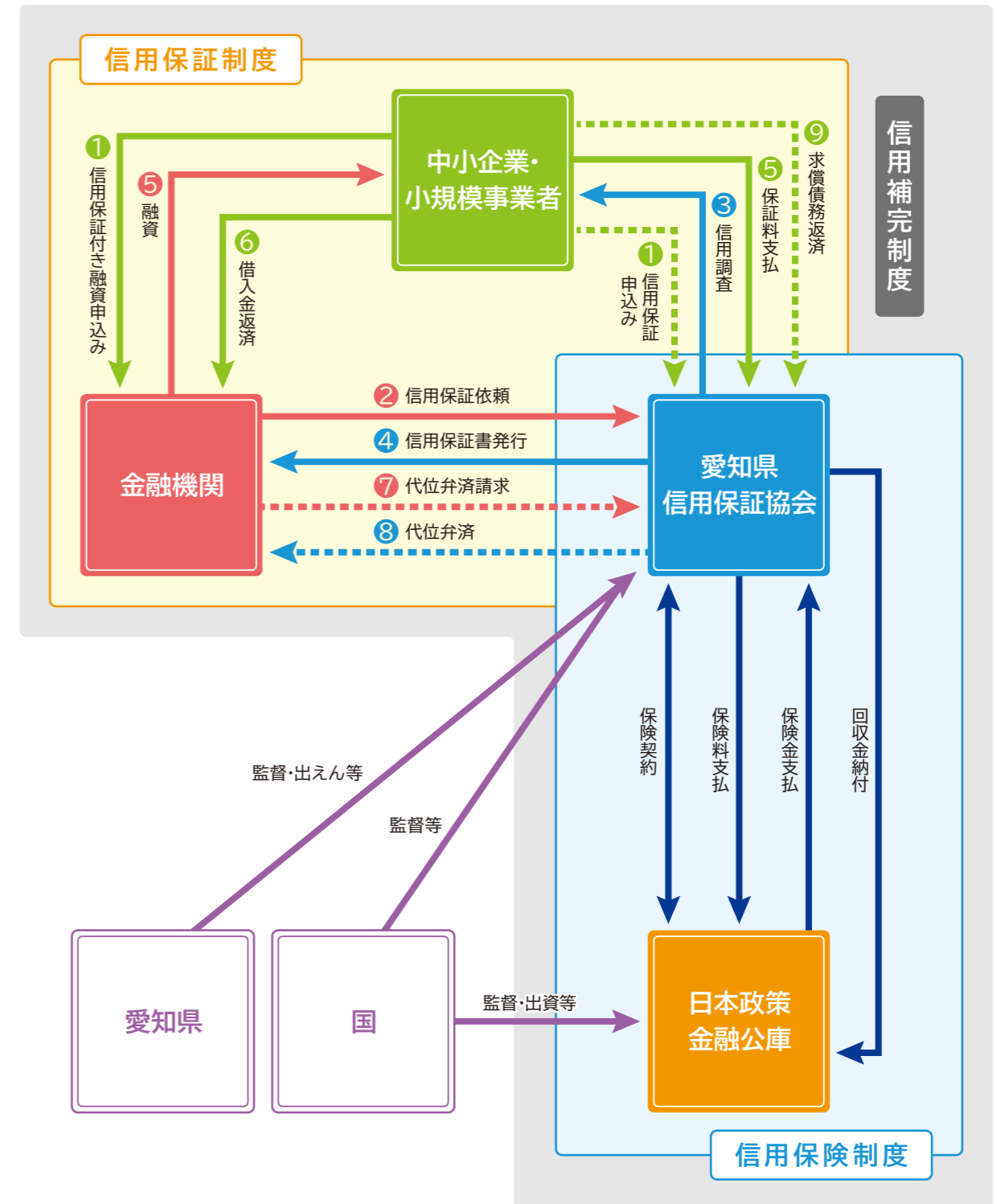
- 1 事業者は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。なお、一部の保証制度においては、協会へ直接保証申込みをすることもできます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証の依頼をします。
- 3 協会は、事業者に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて事業者に融資をします。
- 6 事業者は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。信用保証委託契約書を提出します。
- 7 事業者は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 8 万が一、事業者が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 9 協会は、7の請求に基づき、事業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 10 協会は、事業者に対する求償権を得て債権者となり、事業者は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

協会が事業者の保証委託申込みに応じて保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、事業者の資格、借入金の使途、保証金額等一定の要件を備えた保証については原則として、中小企業信用保険法に基づく信用保険に付保される仕組みになっています。これを包括保証保険制度といいます。この場合、協会は保険の種類ごとに定められた保険料を公庫に支払うことになっています。

協会の保証によって融資を受けた事業者が、所定期限までに金融機関へ借入金の返済を行わない場合、その事実が金融機関から協会に通知され、協会は事業者に代わって金融機関に弁済します。

この代位弁済が信用保険上の保険事故であり、この代位弁済額の70～90%（この率を保険填補率といいます。）を保険金として公庫から協会が受領します。協会はこの保険金を受領後、事業者から回収のつど、その回収金を保険填補率に応じて公庫に納付します。



信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店※1または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居※2または事業所のいずれかを愛知県内に有し、事業を営んでいる会社、医業を主たる事業とする法人（以下「医療法人等」といいます。）、特定非営利活動法人（NPO法人）、個人事業者で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます。)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下
製造業等	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
医療法人等	常時使用の従業員300人以下

(注)旅行業については、製造業等と同様の基準となります。

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ 製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下

(注1)会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)および土業を規定する法律に基づく法人です。

(注2)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。

(注3)組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。

【業種等】

農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、一部の遊興娯楽業、一部の金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等およびNPO法人を除きます。等)、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業態です。

【その他】

- ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた
- ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた
- ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6か月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。)
- ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた(求償権消滅保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑥借入れについて、返済を延滞しているかた
- ⑦休眠会社
- ⑧会社更生、民事再生等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。等)のかた(事業再生保証の対象となるかたを除きます。)
- ⑨保証申込みについて、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証利用に際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金用途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円	(注1)このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。 (注2)他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。 (注3)他の保証との合算限度が設けられている制度があります。
組合	4億8,000万円	

保証期間

各制度要綱に特に定めのない場合は、以下のとおりです。

運転資金	無担保の場合	10年以内	設備資金	無担保の場合	15年以内 (ただし、10年超は 法定耐用年数の範囲内)
	有担保の場合	15年以内		有担保の場合	20年以内

連帯保証人

必要となる場合があります。ただし、原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。また、一定の要件を充足する場合は、経営者保証の提供を不要とする取扱いも可能です。詳しくはP11をご覧ください。

担保

原則として、保証合計額が8,000万円を超える場合または保証期間が10年を超える場合に、愛知県内所在の不動産、有価証券などの担保が必要です。

(注)保証合計額が8,000万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者を支援することを目的としています。

負担割合

原則として、協会が80%、金融機関が20%の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の対象

原則として、すべての保証が責任共有制度の対象となりますが、一部例外的に除外される制度があります。

【対象から除外される主な制度】

- 経営安定関連保証(セーフティネット保証)1号~4号、6号にかかる保証
- 危機関連保証
- 災害関係保証
- 創業関連保証
- 小口零細企業保証

保証料

協会の保証によって融資を受けた事業者には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。
保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補填、経費等信用補完制度を運用するうえで必要な費用に充当しています。

保証料率の体系について

保証料率は、事業者の財務状況等に応じ、9段階に区分された弾力料率体系が適用されます。例外として、経営安定関連保証（セーフティネット保証）等一部の保証には、一律の保証料率が適用されます。

(単位 年率%)

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有制度対象制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有制度対象外制度	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

(注1)保証料率は、貸付金額に対する年率です。

(注2)本協会独自の保証制度、愛知県融資制度保証については、上記保証料率より低く設定されています。

保証料率区分は、財務以外の要因も加味して決定します

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース（CRD）により決算内容を評価し、一定の定性要因（非財務要因）を加味して、決定されます。CRDは、中小企業に関するデータベースとしては日本最大の規模です。*

※出所：一般社団法人CRD協会ホームページ

保証料率の割引について

有担保保証に対する割引

不動産等の担保を提供いただく場合は、保証料率を0.10%割引します。 ※一部の保証制度等を除きます。

会計参与設置会社に対する割引

会計参与を設置している会社の場合は、保証料率を0.10%割引します。 ※一部の保証制度等を除きます。

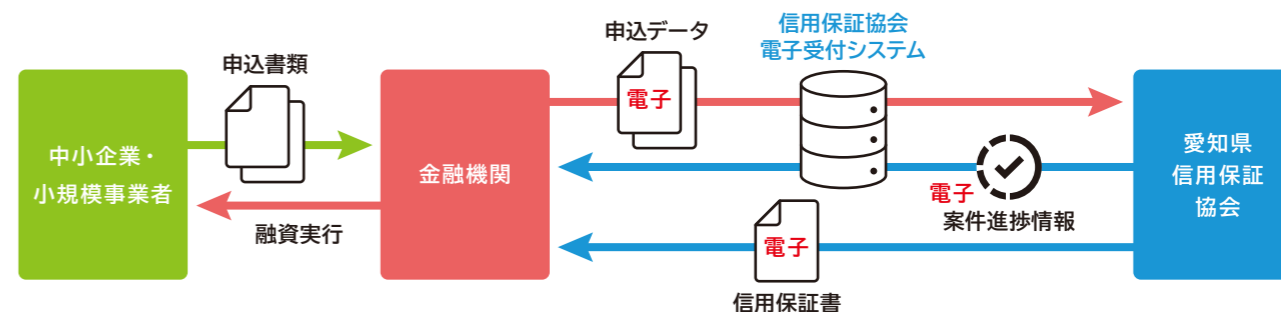
特例承継計画に基づく割引（事業承継応援割引）

特例承継計画を策定し、一定の要件を満たす会社の場合は、保証料率を0.10%割引します。ただし、割引は推進保証、協調推進保証（同時実行型、ストック型）、認定支援税理士連携推進保証、長期一括保証に限ります。

信用保証申込みの電子化

本協会は令和5年5月に「信用保証協会電子受付システム」を導入しており、利用金融機関は順次拡大しています。本システムを活用して、金融機関と信用保証協会との間で、信用保証の申込手続きにかかる各種データを授受することで、従来は紙媒体の郵送であった信用保証申込手続きを電子化しています。

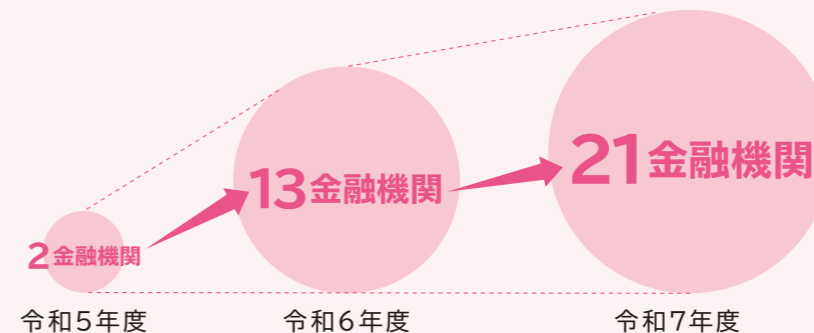
あわせて信用保証書を電子配信することで、一連のスキームを電子で取り扱うことが可能となり、融資実行までのリードタイムが短縮されるほか、ペーパーレス化や事務手続きの効率化を図っています。



メリット

リードタイムの短縮：信用保証申込みから融資実行までの時間が短縮されます。
ペーパーレス化：紙媒体に印刷する必要がなくなり、書類紛失リスクなど保管負担も軽減されます。
事務手続きの効率化：書類の持込みや郵送の必要がなくなります。

「信用保証協会電子受付システム」利用金融機関



	利用開始日	金融機関名		利用開始日	金融機関名
1	令和5年 5月15日	瀬戸信用金庫	12	令和7年 1月14日	中日信用金庫
2	令和6年 1月15日	名古屋銀行	13	令和7年 2月 3日	東濃信用金庫
3	令和6年 5月 7日	みずほ銀行	14	令和7年 5月 7日	三井住友銀行
4	令和6年 8月 5日	碧海信用金庫	15	令和7年 5月 7日	関西みらい銀行
5	令和6年10月 7日	大垣西濃信用金庫	16	令和7年 5月 7日	豊川信用金庫
6	令和6年11月 5日	豊橋信用金庫	17	令和7年 6月 2日	愛知信用金庫
7	令和6年12月 2日	浜松磐田信用金庫	18	令和7年 7月 7日	いちい信用金庫
8	令和6年12月 2日	豊田信用金庫	19	令和7年 9月 1日	三十三銀行
9	令和6年12月 2日	西尾信用金庫	20	令和7年 9月 1日	京都銀行
10	令和7年 1月14日	りそな銀行	21	令和7年10月 6日	東春信用金庫
11	令和7年 1月14日	岡崎信用金庫			

(令和8年4月1日現在)

信用保証利用度の推移

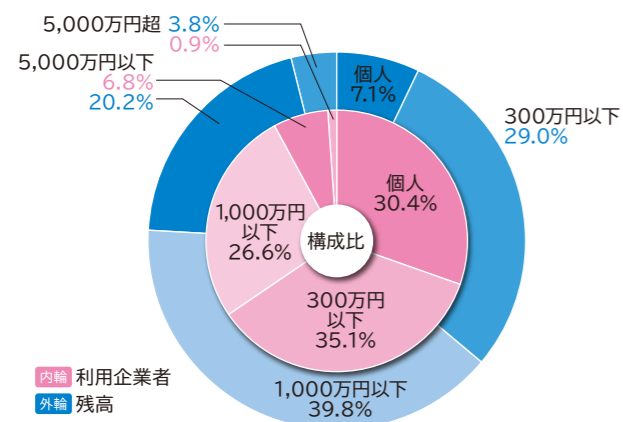
愛知県内の中小企業のうち、約4割の企業が本協会の信用保証を利用しています。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
県内中小企業者	208,310		195,313		
年度末利用企業者	82,437	82,951	77,178	76,533	76,842
企業利用度(%)	39.6	39.8	37.0	39.2	39.3

(注1)県内中小企業数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により、数年ごとの調査となっています。
(注2)年度末保証利用企業者数には、名古屋市信用保証協会の利用者数を含みません。よって、利用度は、県内利用度ではありません。

保証利用企業者の内容 (令和7年度末)

資本金別

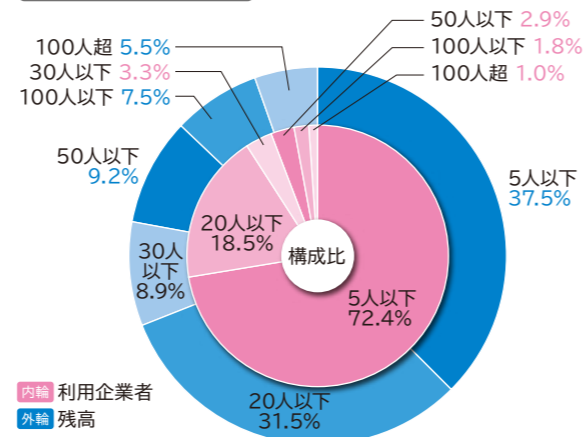


内輪 利用企業者
外輪 残高

資本金	利用企業者	残高(億円)
個人	23,377	1,385
300万円以下	27,006	5,659
1,000万円以下	20,476	7,768
5,000万円以下	5,249	3,943
5,000万円超	676	743
組合	58	10
合計	76,842	19,508

(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、内訳と合計値が一致しない場合があります。

従業員数別



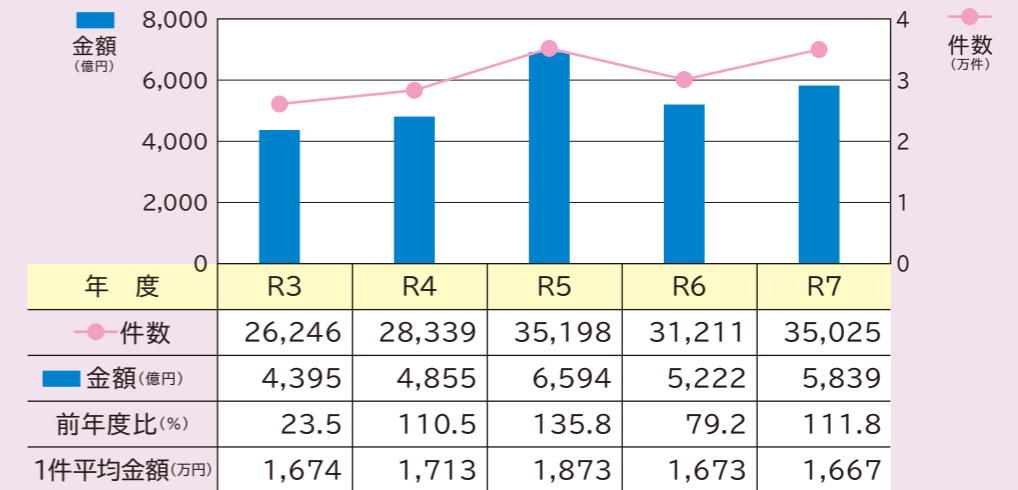
内輪 利用企業者
外輪 残高

従業員数	利用企業者	残高(億円)
5人以下	55,668	7,321
20人以下	14,210	6,141
30人以下	2,573	1,733
50人以下	2,198	1,786
100人以下	1,417	1,462
100人超	776	1,065
合計	76,842	19,508

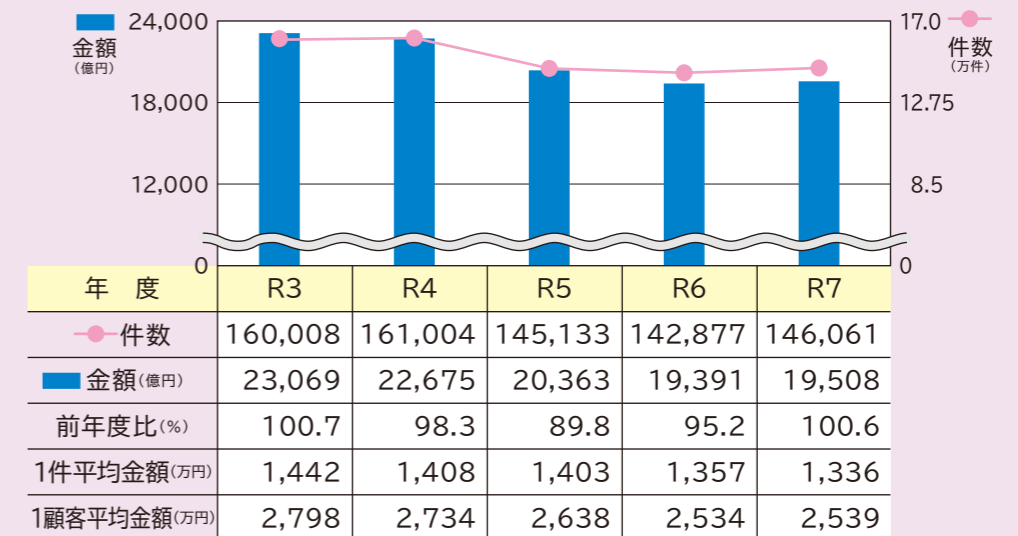
保証の状況

最近5年間の保証承諾および保証債務残高

保証承諾

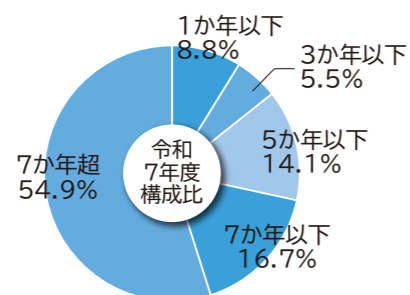


保証債務残高



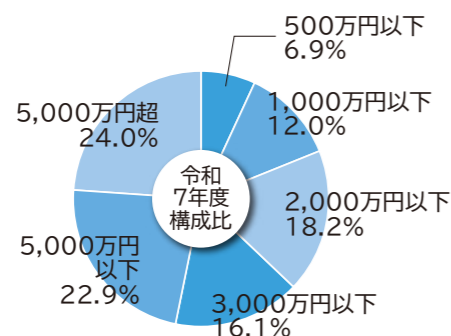
保証の内容

期間別保証承諾



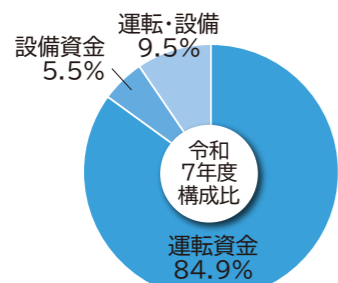
区分	年度	R5	R6	R7
1か年以下		532	525	512
3か年以下		273	258	323
5か年以下		628	650	821
7か年以下		933	912	976
7か年超		4,228	2,877	3,208
合計		6,594	5,222	5,839

金額別保証承諾



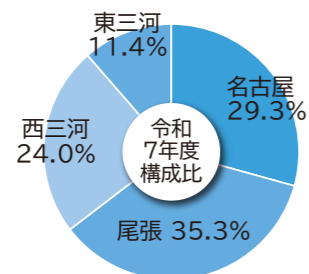
区分	年度	R5	R6	R7
500万円以下		336	353	401
1,000万円以下		633	601	700
2,000万円以下		1,186	952	1,063
3,000万円以下		1,121	817	938
5,000万円以下		1,624	1,200	1,336
5,000万円超		1,694	1,299	1,401
合計		6,594	5,222	5,839

資金使途別保証承諾



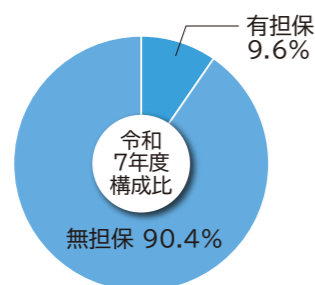
区分	年度	R5	R6	R7
運転資金		5,756	4,395	4,959
設備資金		311	307	324
運転・設備		527	521	556
合計		6,594	5,222	5,839

地区別保証承諾



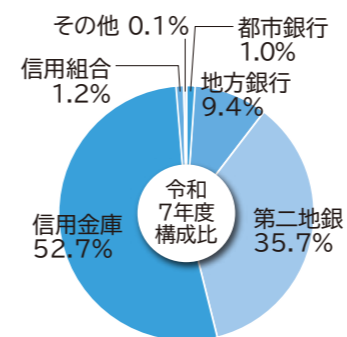
区分	年度	R5	R6	R7
名古屋		1,448	1,277	1,709
尾張		2,863	1,968	2,063
西三河		1,553	1,310	1,403
東三河		729	668	665
合計		6,594	5,222	5,839

担保別保証承諾



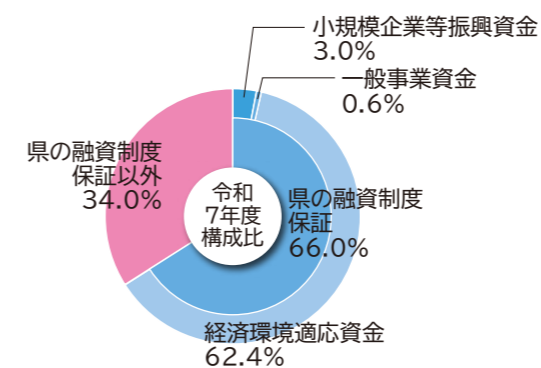
区分	年度	R5	R6	R7
有担保		538	516	561
無担保		6,056	4,706	5,278
合計		6,594	5,222	5,839

金融機関群別保証承諾



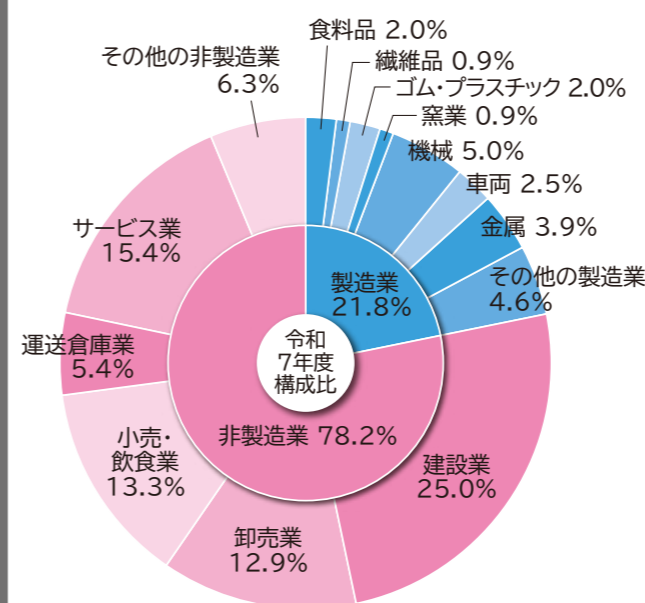
区分	年度	R5	R6	R7
都市銀行		73	59	56
地方銀行		706	421	548
第二地銀		1,962	1,647	2,084
信用金庫		3,739	3,030	3,080
信用組合		109	62	68
その他		5	4	4
合計		6,594	5,222	5,839

制度別保証承諾



区分	年度	R5	R6	R7
県の融資制度保証		3,736	3,134	3,854
小規模企業等振興資金		200	240	177
一般事業資金		152	86	35
経済環境適応資金		3,384	2,808	3,642
県の融資制度保証以外		2,857	2,089	1,985
合計		6,594	5,222	5,839

業種別保証承諾

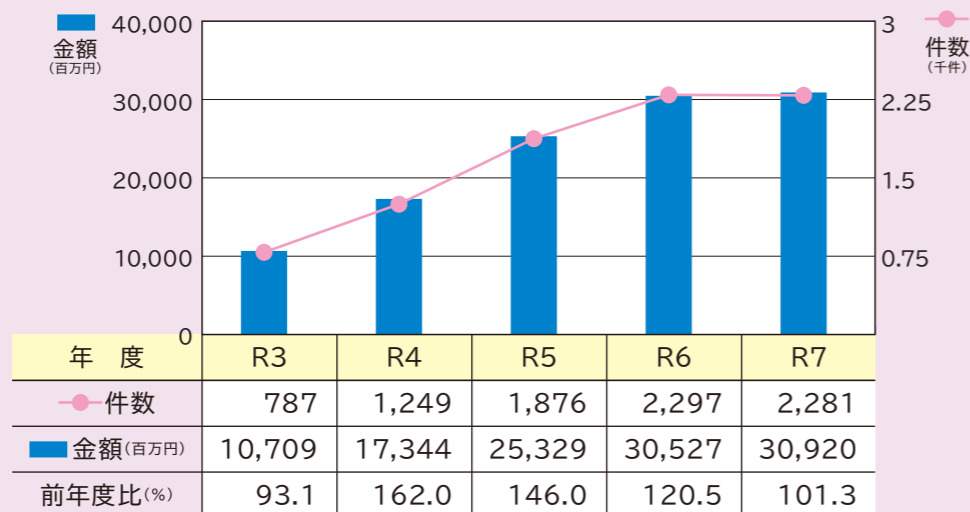


区分	年度	R5	R6	R7
製造業		1,516	1,165	1,273
食料品		113	85	115
繊維品		77	63	52
ゴム・プラスチック		142	117	115
窯業		60	42	55
機械		381	270	291
車両		137	136	146
金属		275	211	229
その他の製造業		330	240	270
非製造業		5,078	4,058	4,566
建設業		1,684	1,271	1,457
卸売業		769	646	751
小売・飲食業		946	729	775
運輸倉庫業		341	272	313
サービス業		945	797	899
その他の非製造業		394	344	370
合計		6,594	5,222	5,839

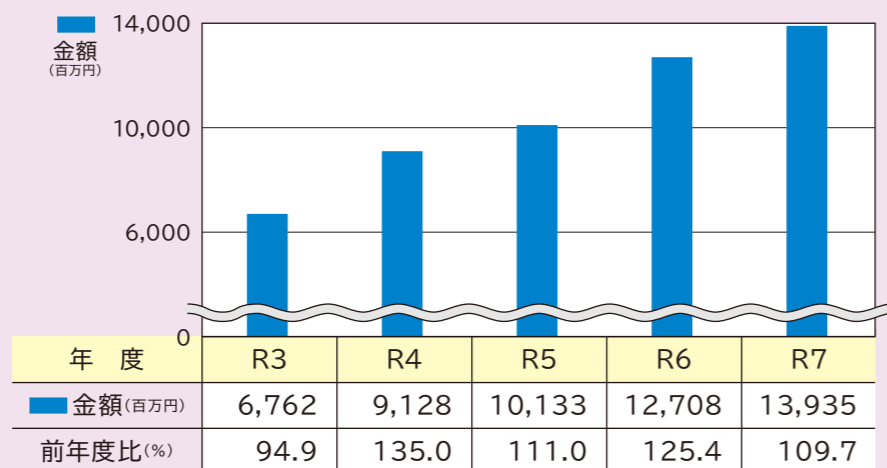
代位弁済および求償権の状況

最近5年間の代位弁済および求償権

代位弁済（元利計）

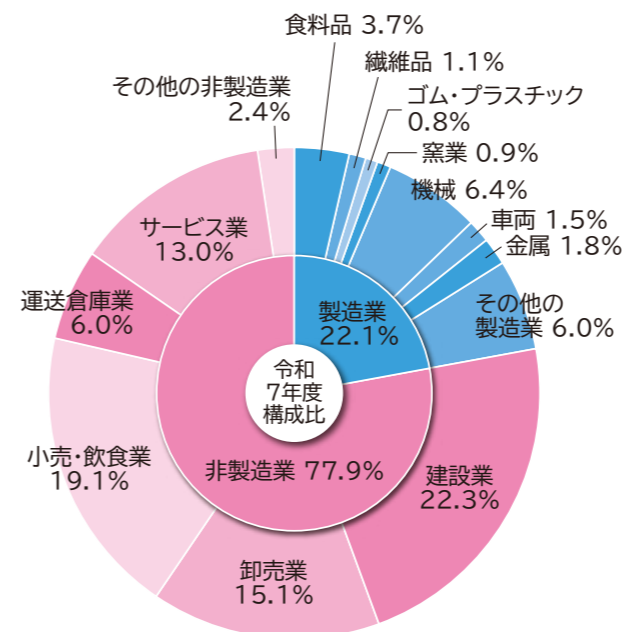


求償権残高



代位弁済の内容

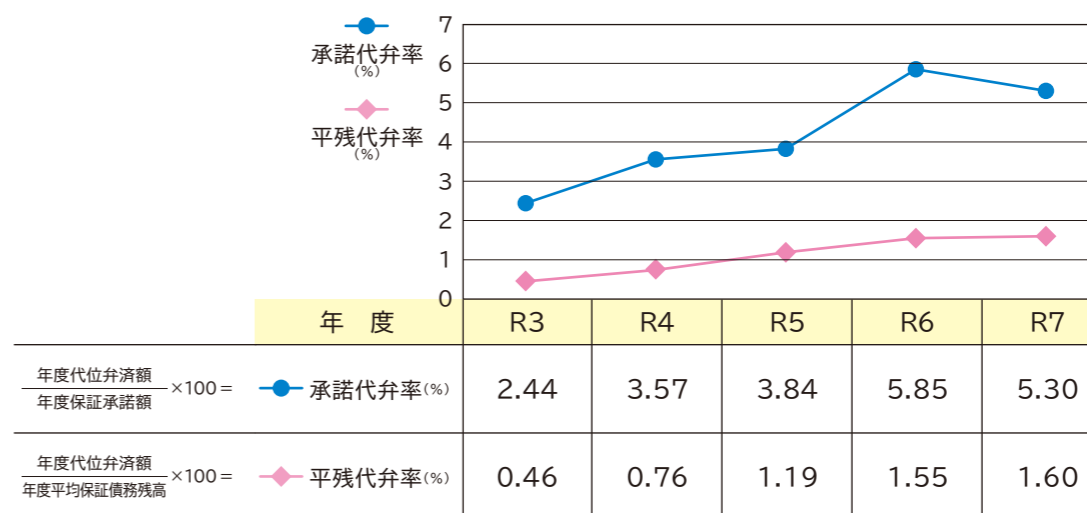
業種別代位弁済



(単位 百万円)

区分	年度	R5	R6	R7
製造業		4,929	7,161	6,829
食料品		175	1,181	1,143
繊維品		486	818	333
ゴム・プラスチック		566	697	235
窯業		336	159	272
機械		1,133	1,203	1,984
車両		741	599	479
金属		630	1,048	542
その他の製造業		862	1,456	1,841
非製造業		20,401	23,366	24,091
建設業		5,200	8,051	6,883
卸売業		3,095	3,641	4,683
小売・飲食業		5,408	6,091	5,919
運輸倉庫業		3,210	1,499	1,843
サービス業		2,442	3,676	4,032
その他の非製造業		1,045	407	731
合計		25,329	30,527	30,920

代位弁済率とその推移



$\frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証承諾額}} \times 100 =$	● 承諾代弁率(%)	2.44	3.57	3.84	5.85	5.30
$\frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度平均保証債務残高}} \times 100 =$	◆ 平残代弁率(%)	0.46	0.76	1.19	1.55	1.60

収支計算書 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

科目	金額
経常収入	22,371,773
保証料	18,751,831
預け金利息	245,536
有価証券利息配当金	964,514
延滞保証料	0
損害金	104,072
事務補助金	71,474
責任共有負担金	2,113,495
雑収入	120,851
経常支出	13,905,476
業務費	5,014,813
借入金利息	0
信用保険料	8,634,557
責任共有負担金納付金	255,125
雑支出	980
経常収支差額	8,466,298
経常外収入	45,166,953
償却求償権回収金	270,025
責任準備金戻入	12,931,049
求償権償却準備金戻入	5,260,317
求償権補填金戻入	26,705,563
保険金	23,745,314
損失補償補填金	2,960,248
その他収入	0
経常外支出	47,424,180
求償権償却	28,120,532
雑勘定償却	5,285
退職金	9,889
責任準備金繰入	13,182,613
求償権償却準備金繰入	6,090,095
その他支出	15,766
経常外収支差額	▲2,257,227
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	6,209,071
収支差額変動準備金繰入額	2,942,153
基本財産繰入額	3,266,918

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

科目	金額
償却求償権回収金	270,025
責任準備金	
戻入	12,931,049
繰入	▲13,182,613
(当期純戻入額)	▲251,564
求償権償却準備金	
戻入	5,260,317
繰入	▲6,090,095
(当期純戻入額)	▲829,778
求償権償却	
求償権償却	▲28,120,532
求償権補填金戻入	26,705,563
保険金	23,745,314
損失補償補填金	2,960,248
(当期自己償却額)	▲1,414,970
その他	▲30,940
経常外収支差額	▲2,257,227

(注)①+②+③+④+⑤=⑥となります

(注)数値の単位未満は、四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

“収支計算書”の用語解説

信用保険料

公庫へ支払う信用保険料のうち、当該決算期間に対応する額「当期支払保険料+前期末未経過保険料+当期末未払保険料-前期末未払保険料-当期末未経過保険料」を計上しています。

責任共有負担金納付金

責任共有制度において、金融機関から受領した負担金の一部を公庫へ納付しています。

求償権償却

当期において、法的整理等の結果回収不能となり償却した求償権、受領した保険金等により償却した求償権を計上しています。

責任準備金

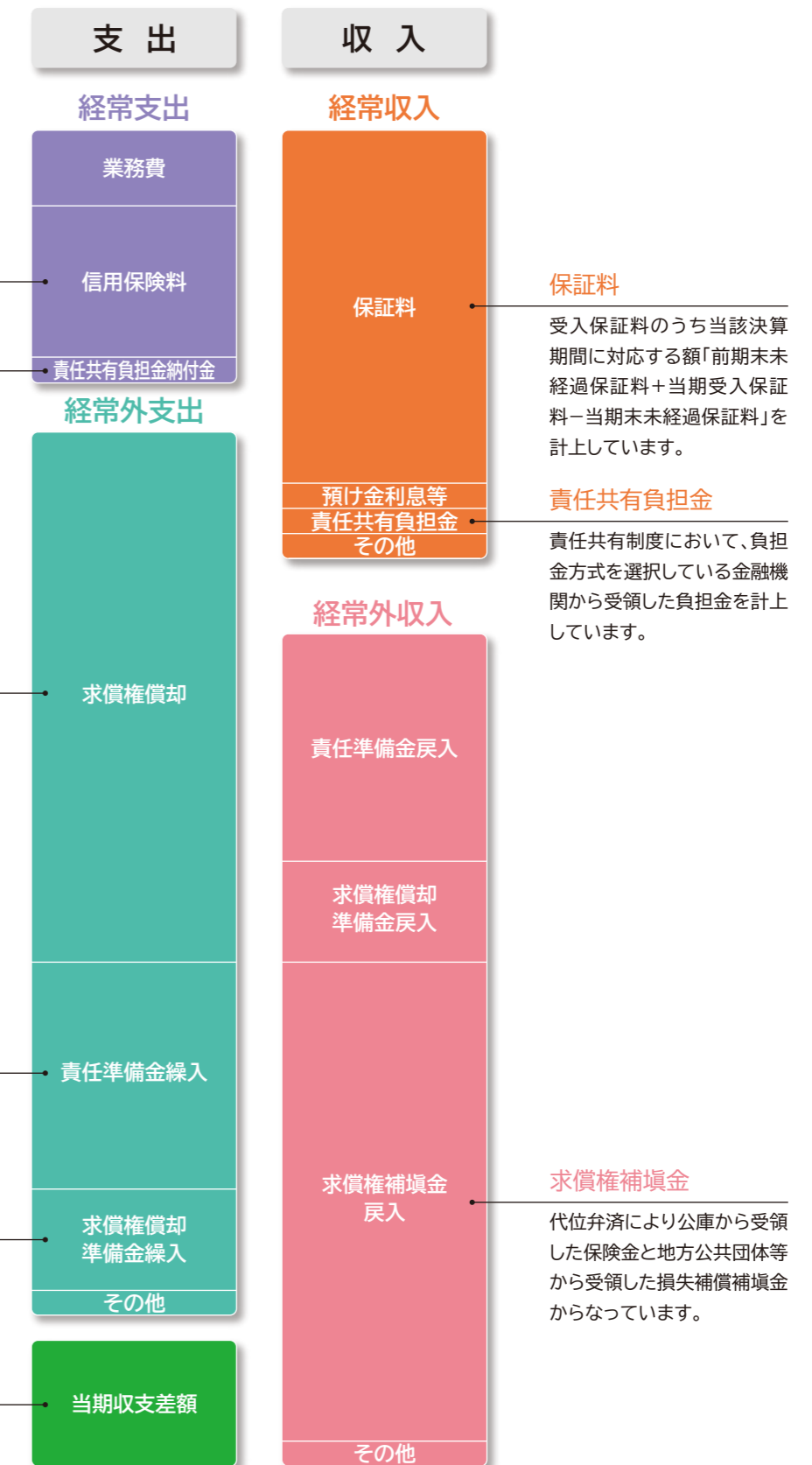
景気変動等により代位弁済が想定以上に増加した場合の備え(支払資金)として、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金

協会資産の健全性を保つ観点から、求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。

当期収支差額

基本財産および収支差額変動準備金に組入れ、協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要不可欠な基本財産等の充実に充てています。



貸借対照表 (令和8年3月31日時点)

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	472	基本財産	122,185,202
預け金	60,687,256	基金	4,733,494
有価証券	175,445,782	基金準備金	117,451,253
動産・不動産	8,127,659	制度改革促進基金	0
損失補償金見返	128,628,528	収支差額変動準備金	61,092,601
保証債務見返	1,950,832,565	責任準備金	13,182,613
求償権	13,935,270	求償権償却準備金	6,090,095
雑勘定	4,338,357	退職給与引当金	3,147,368
未収利息	205,527	損失補償金	128,628,528
未経過保険料	4,034,332	保証債務	1,950,832,565
その他	98,449	借入金	0
		雑勘定	56,836,919
		保険納付金	413,255
		損失補償納付金	49,543
		未経過保証料	56,304,665
		未払保険料	10,254
		その他	59,203
合計	2,341,995,880	合計	2,341,995,890

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次のようになります。

(単位:千円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
【資産】		【負債】	
現金・預け金	60,687,256	責任準備金	13,182,613
有価証券	175,445,782	退職給与引当金	3,147,368
動産・不動産	8,127,659	借入金	0
求償権	13,935,270	雑勘定	56,836,919
求償権償却準備金	▲6,090,095	未経過保証料	56,304,665
雑勘定	4,338,357	その他	532,254
未経過保険料	4,034,332	負債合計	73,166,899
その他	304,026	【正味財産】	
		基本財産	122,185,202
		基金	4,733,949
		基金準備金	117,451,253
		制度改革促進基金	0
		収支差額変動準備金	61,092,601
		正味財産合計	183,277,802
合計	256,444,702	負債および正味財産合計	256,444,702

(注1)次については、備忘勘定で借方・貸方同額のため、上表から除いています。

・保証債務見返(借方)、保証債務(貸方) 1,950,832,565千円

・損失補償金見返(借方)、損失補償金(貸方) 128,628,528千円

(注2)数値の単位未満は、四捨五入しているため、集計値と内訳の合計値が一致しない場合があります。

“貸借対照表”の用語解説

預け金

各金融機関へ預託しています。

有価証券

代位弁済の支払準備資産として保有する国債、地方債、社債等を計上しています。

損失補償金見返

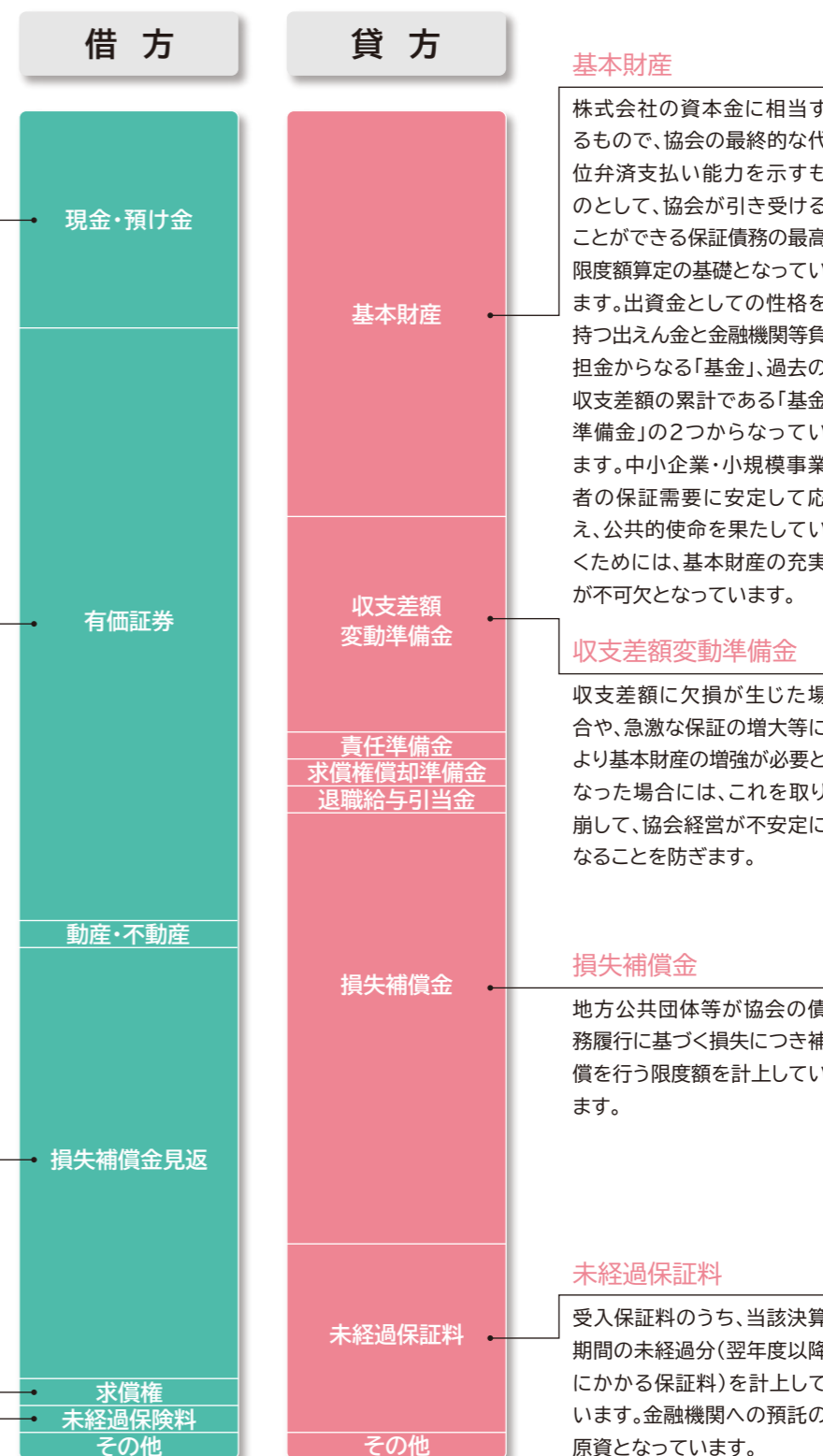
貸方の損失補償金のうち、地方公共団体等が行う損失補償限度額の見返りとして計上しています。

求償権

協会が、中小企業・小規模事業者にかわり、金融機関に債務の支払い(代位弁済)をしたときに、その事業者に対して持つことになる債権を求償権といいます。貸借対照表上の求償権は、代位弁済した金額から回収金および公庫の保険金受領分等を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に公庫に支払った保険料のうち、翌年度にかかる部分を計上しています。



(注)保証債務見返(借方)と保証債務(貸方)は、同額のため、このグラフからは除いています。

愛知県信用保証協会は、信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆さまが金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆さまに対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

本協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令、ガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

- 本協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のために、お客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「1 本協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。
- 個人信用情報機関から提供を受けた情報であって、お客様の返済能力に関するものを、お客様の返済能力の調査以外の目的には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データ(本協会が取得し、または取得しようとしている個人情報であって、本協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。)について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「9 保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

本協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5 個人データの委託

- 本協会は、個人情報の保護に関する法律第27条第5項第1号の規定に基づき、個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため、契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、本協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は、本協会ホームページに掲載してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して本協会窓口(または郵送)してください。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 本協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- 6・7の具体的な手続きにつきましては、本協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「8③ 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

8 質問・苦情への対応

本協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について、適切かつ迅速に取り組みます。

9 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情の窓口

本協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

所在地	名古屋市中村区椿町7番9号
電話番号	052-454-0503
部署名	コンプライアンス統括室

本協会は、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することに役職員一丸となって、積極的に取り組んでいます。

これを実践するために、社会からの揺るぎない信頼の確立を目指し、倫理憲章を定めています。

愛知県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

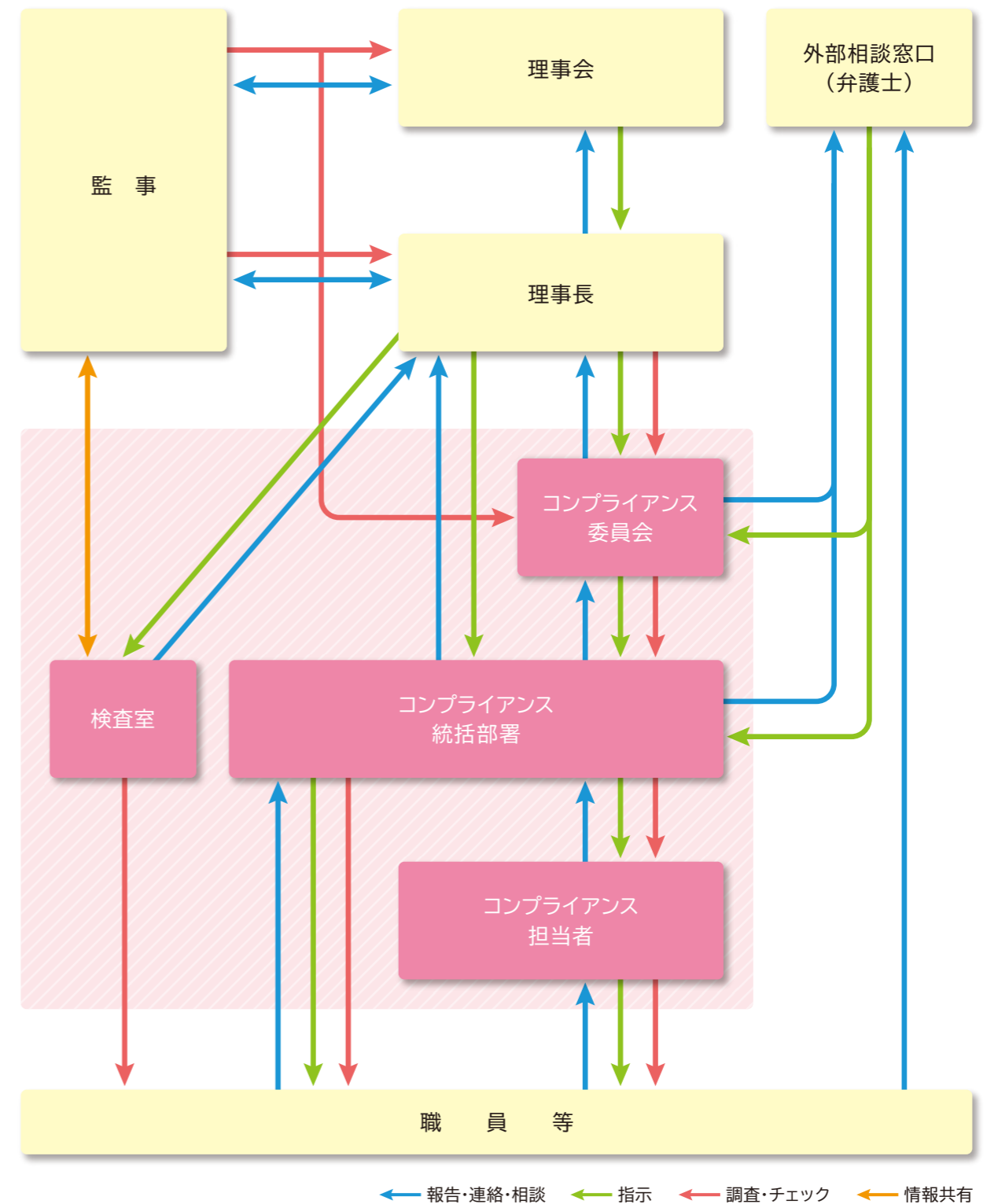
反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

広く中小企業とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

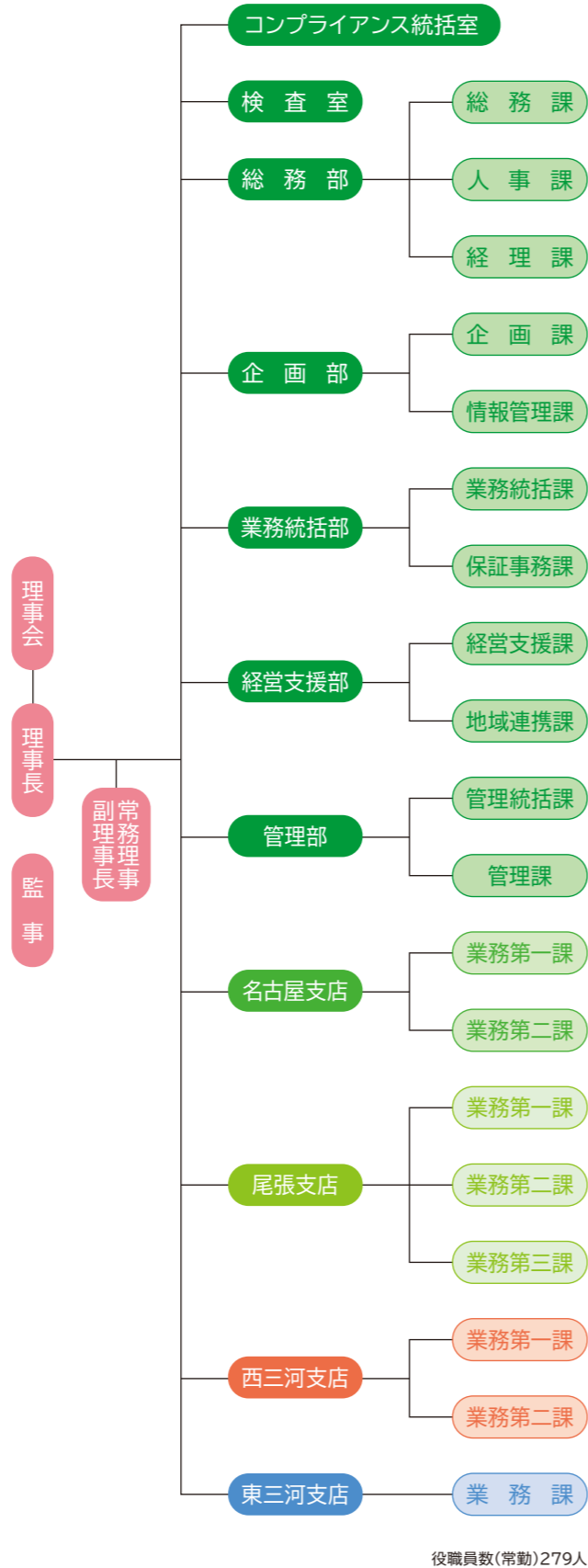
コンプライアンス体制図



役員

理事長	石原君雄
副理事長	高柳和彦
常務理事	天城宏紀
常務理事	村瀬裕也
常務理事	松川典靖
常務理事	権田裕徳
理事	伊藤行記 株式会社あいち銀行代表取締役会長
理事	岡本聡哉 蒲郡信用金庫理事長
理事	川出仁史 愛知県経済産業局長
理事	鈴木雅博 愛知県町村会会長
理事	高原一郎 一般社団法人名古屋銀行協会会長
理事	竹本幸夫 愛知県市長会会長
理事	田中秀明 岡崎信用金庫理事長
理事	富田英之 名古屋商工会議所中小企業委員会委員長
理事	成田順一 瀬戸信用金庫会長
理事	新美文二 愛知県商工会連合会会長
理事	藤原一郎 株式会社名古屋銀行取締役頭取
理事	二岡勝 株式会社商工組合中央金庫執行役員名古屋支店長 兼 熱田支店長
理事	山口高広 愛知県中小企業団体中央会会長
理事	渡辺裕香 公益財団法人あいち産業振興機構理事長
監事(常勤)	丹羽義仁
監事	田中豊 名古屋商工会議所常務理事
監事	野口葉子 護士

機構図



拠点	部署名	電話番号	ファックス番号	業務内容	担当地区
本店	総務部				
	総務課	052-454-0500	052-454-0351	庶務、文書、予算	
	人事課	052-454-0501	052-454-0352	人事、労務、研修	
	経理課	052-454-0502	052-454-0352	経理、損失補償	
	企画部				
	企画課	052-454-0550	052-454-0354	企画、統計、広報	
	情報管理課	052-454-0555	052-454-0355	情報システムの運用に関する事務	
	業務統括部				
	業務統括課	052-454-0510	052-454-0370	業務全般の統括(管理業務を除く)	
	保証事務課	052-454-0560	052-454-0356	申込書式の請求、保証利用残高照会、変更届出書に関する手続き	県内全区域
経営支援部	経営支援課	052-454-0516	052-454-0372	経営支援、再生支援、事故報告	県内全区域
	地域連携課	052-454-0520	052-454-0368	中小企業支援機関との連携	県内全区域
管理部	管理統括課	052-454-0564	052-454-0369	管理業務の統括	県内全区域
	管理課	052-454-0535	052-454-0373	事故報告、代位弁済調査、求償権の管理・回収	県内全区域
名古屋支店	業務第一課	052-454-0511	052-454-0360	創業支援、保証審査、経営支援、条件変更	東区、北区、西区、中村区、中川区、港区、守山区
	業務第二課	052-454-0512	052-454-0361		千種区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、名東区、天白区
尾張支店	業務第一課	052-454-0531	052-454-0362		一宮市、津島市、稲沢市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、海部郡
	業務第二課	052-454-0532	052-454-0363		春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、北名古屋、丹羽郡、豊山町
	業務第三課	052-454-0541	052-454-0364		瀬戸市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、知多郡、東郷町
西三河支店	業務第一課	0564-25-2430	0564-25-1151		岡崎市、碧南市、西尾市、高浜市、幸田町
	業務第二課	0564-25-2431	0564-25-1152		刈谷市、豊田市、安城市、知立市、みよし市
東三河支店	業務課	0532-57-5611	0532-57-5600		豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡

(注)個人情報等に関する各種のお問い合わせについては、P40~41をご覧ください。

